# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年９月７日 |
| 【計算期間】 | 第３特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日） |
| 【ファンド名】 | エマージング債券ファンド 円コース<br>エマージング債券ファンド 米ドルコース<br>エマージング債券ファンド 豪ドルコース<br>エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース<br>エマージング債券ファンド 中国元コース<br>エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース<br>エマージング債券ファンド 資源国通貨コース |
| 【発行者名】 | みずほ投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長　田 中　慎 一 郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目５番27号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 商品管理部長　三 木 谷　正 直 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区三田三丁目５番27号 |
| 【電話番号】 | 03-5232-7700 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部 【ファンド情報】

## 第１ 【ファンドの状況】

### １ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各ファンドは、それぞれ主として為替取引により異なる為替変動の影響を受ける円建ての外国投資信託（米ドル建ての新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債（以下「エマージング債券」といいます。）を主要投資対象とします。）「ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（以下「ＡＢ-ＥＭＢＰ」または「外国投資信託」ということがあります。）」各クラス受益証券および円建ての国内籍の投資信託である「ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド」（わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。）受益証券に投資を行います。

＜ファンドの特色＞

１．米ドル建てのエマージング債券を実質的な主要投資対象とします。
※外国投資信託の運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが行います。

２．主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引が異なる、７本のファンドから構成されています。

３．毎月9日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

[各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託における為替取引の概要]

米ドルコースを除く各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ」では、各クラスについてそれぞれ異なった為替取引（原則として米ドル売り、各クラスの取引対象通貨買い）を行います。

| ファンド | 主要投資対象とする外国投資信託 | 為替取引 | | 為替変動の影響 |
|---|---|---|---|---|
| | | 取引対象通貨 | 為替取引の手法 | |
| 円コース | AB-EMBP（J JPクラス） | 円 | 米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、円買いを行います。 | 米ドルの対円での為替変動の影響が低減されることが見込まれます。 |
| 米ドルコース | AB-EMBP（J USクラス） | － | 為替取引（為替管理）を行いません。 | 米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。 |
| 豪ドルコース | AB-EMBP（J AUクラス） | 豪ドル | 米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、豪ドル買いを行います。 | 豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ブラジル<br>レアルコース | AB-EMBP<br>（J BRクラス） | ブラジルレアル | 米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いを行います。 | ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。 |
| 中国元コース | AB-EMBP<br>（J CNクラス） | 中国元 | 米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、中国元買いを行います。 | 中国元の対円での為替変動の影響を受けます。 |
| インドネシアルピアコース | AB-EMBP<br>（J IDクラス） | インドネシアルピア | 米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、インドネシアルピア買いを行います。 | インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。 |
| 資源国通貨<br>コース | AB-EMBP<br>（J NRクラス） | 豪ドル<br>ブラジルレアル<br>南アフリカランド | 米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、取引対象通貨※買いを行います。 | 取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。 |

※ 資源国通貨コースが主要投資対象とするAB-EMBP（J NRクラス）は、資源国通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの３通貨とします。）を取引対象通貨とし、各通貨へおおむね均等な通貨配分となる為替取引を行います。（以下同じ。）

② 各ファンドは、それぞれ2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞
・商品分類一覧表　（注）各ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉となる資産） |
|---|---|---|
| 単位型投信<br>●追加型投信 | 国　内<br>●海　外<br>内　外 | 株　式<br>●債　券<br>不動産投信<br>その他資産<br>資産複合 |

・商品分類定義

| 該当分類 | 分 類 の 定 義 |
|---|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

＜属性区分＞
・属性区分一覧表　（注）以下のファンドが該当する属性区分に●を付しています。
[エマージング債券ファンド 円コース]

| 投資対象資産<br>（実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>不動産投信<br>●その他資産<br>（投資信託証券）※1<br>資産複合 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回（隔月）<br>●年12回（毎月）<br>日々<br>その他 | グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東（中東）<br>●エマージング | ファミリーファンド<br>●ファンド・オブ・ファンズ<br>為替ヘッジ※2<br>●あり※3<br>（フルヘッジ）<br>なし |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「債券・一般」です。
※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する米ドル建て資産については、投資対象とする投資信託において原則として対円での為替ヘッジを行います。

[エマージング債券ファンド 米ドルコース]
[エマージング債券ファンド 豪ドルコース]
[エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース]
[エマージング債券ファンド 中国元コース]
[エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース]
[エマージング債券ファンド 資源国通貨コース]

| 投資対象資産<br>（実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>不動産投信<br>●その他資産<br>（投資信託証券）※1<br>資産複合 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回（隔月）<br>●年12回（毎月）<br>日々<br>その他 | グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東（中東）<br>●エマージング | ファミリーファンド<br>●ファンド・オブ・ファンズ<br>為替ヘッジ※2<br>あり<br>●なし※3 |

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「債券・一般」です。
※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する米ドル建て資産については、投資対象とする投資信託において対円での為替ヘッジは行いません。

・属性区分定義

| 該当区分 | 区 分 の 定 義 |
|---|---|
| その他資産<br>（投資信託証券） | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |
| 債券・一般 | 目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。<br>※各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行います。 |
| 年12回（毎月） | 目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。 |

| | |
|---|---|
| エマージング | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。 |
| 為替ヘッジあり | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
（注２）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
（注３）各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年12月20日　　信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① 各ファンドの運営の仕組み

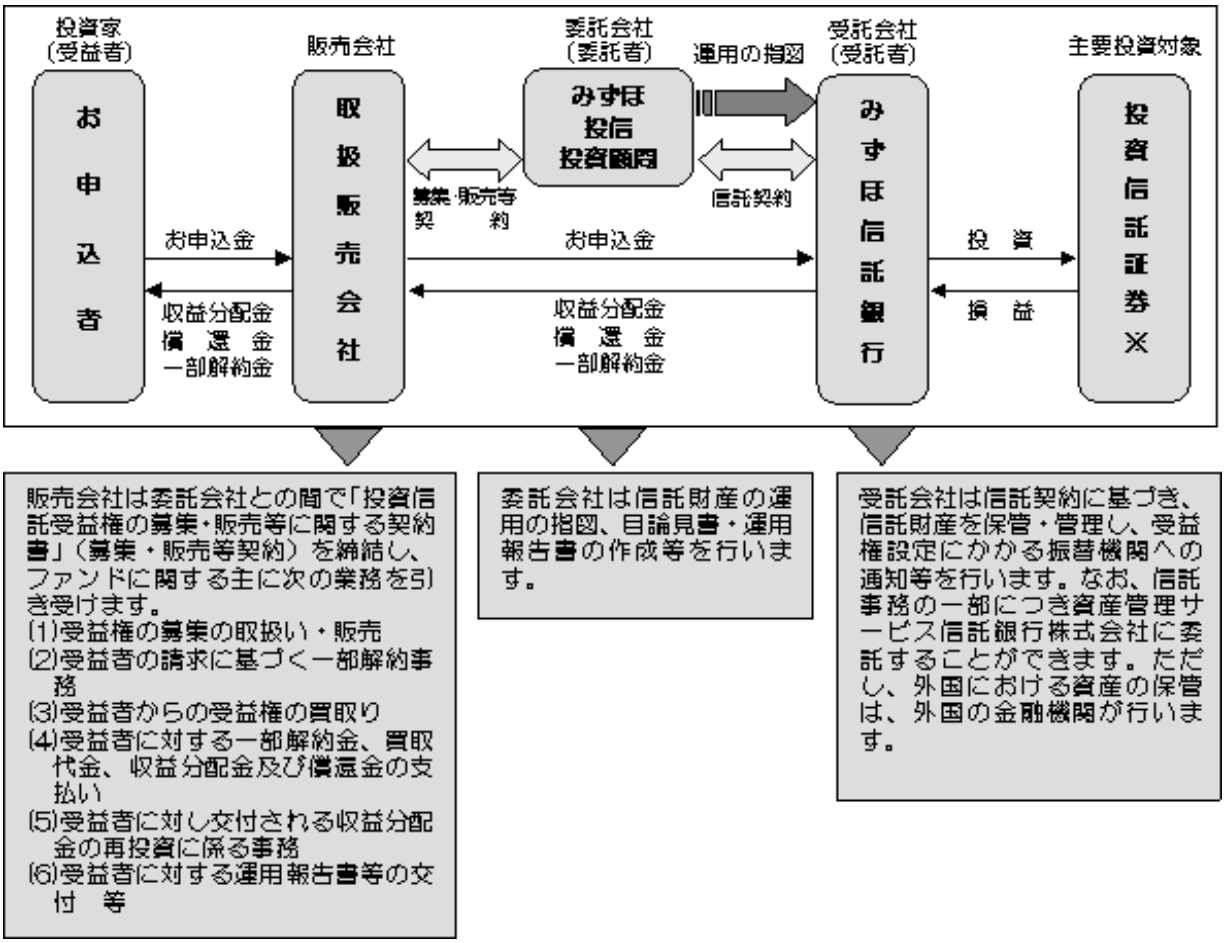


※ 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）等については、「②ファンド・オブ・ファンズ方式について」をご参照ください。

② ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式

や債券などに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

各ファンドは、「ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（各クラス）※」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。なお、「ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（各クラス）」の受益証券を「外国投資信託証券」または「外国投資信託受益証券」ということがあります。

※ 各クラスの受益証券は、円建てです。

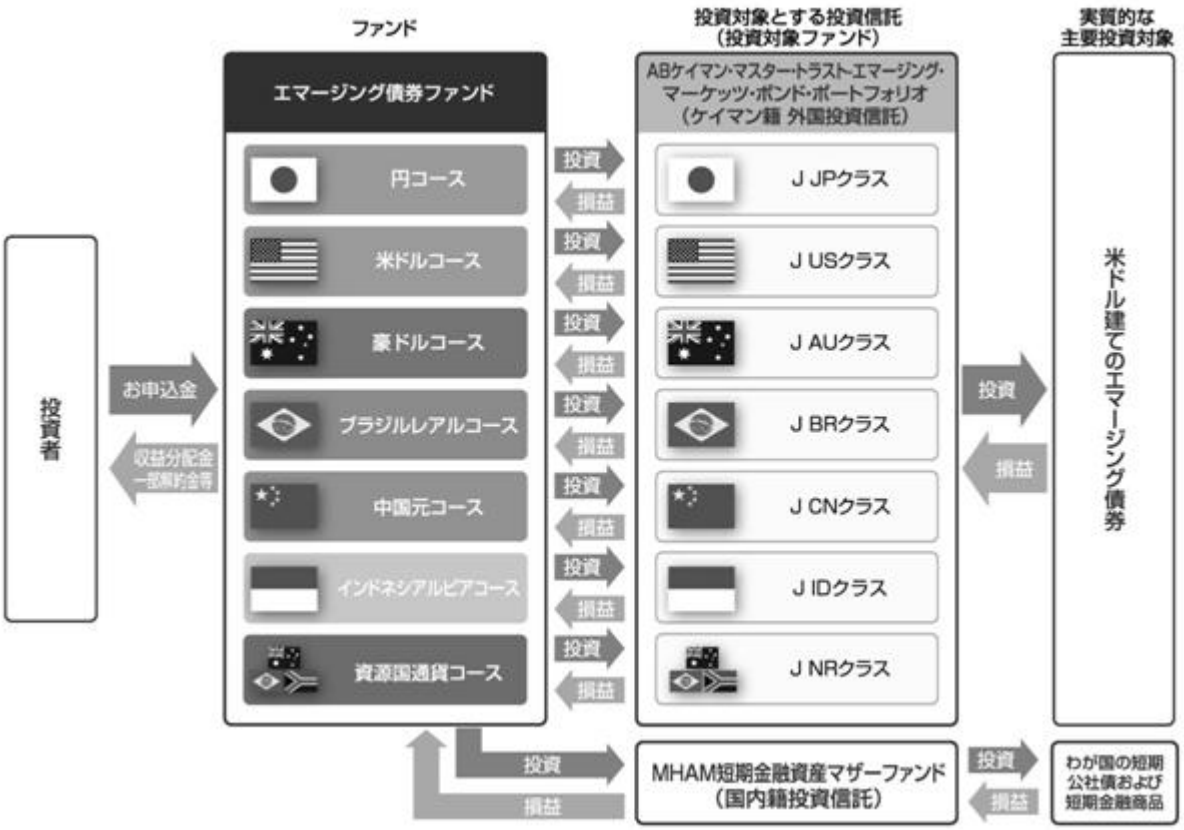


※ 各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行いますが、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）およびその主要投資対象は以下のとおりです。

| ファンド名 | 投資対象とする投資信託 | 主要投資対象 |
|---|---|---|
| エマージング債券ファンド<br>円コース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＪＰクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |
| エマージング債券ファンド<br>米ドルコース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＵＳクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |
| エマージング債券ファンド<br>豪ドルコース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＡＵクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |
| エマージング債券ファンド<br>ブラジルレアルコース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＢＲクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |
| エマージング債券ファンド<br>中国元コース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＣＮクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |
| エマージング債券ファンド<br>インドネシアルピアコース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＩＤクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |

| | | |
|---|---|---|
| エマージング債券ファンド<br>資源国通貨コース | ＡＢ-ＥＭＢＰ（Ｊ ＮＲクラス） | 米ドル建てのエマージング債券 |
| | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | わが国の短期公社債および短期金融商品 |

◆ ＡＢ-ＥＭＢＰの運用は米国の運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが、ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンドの運用はみずほ投信投資顧問が担当します。

③ 委託会社の概況

１．資本金の額 20億4,560万円(平成24年６月末日現在)

２．会社の沿革

昭和39年５月26日　「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日　「株式会社第一勧業投資顧問」
「勧角投資顧問株式会社」と合併し、
「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日　「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日　「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況(平成24年６月末日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 | 1,038,408株 | 98.7% |
| ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー | 米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地 | 13,662株 | 1.3% |

## ２ 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

① 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

（以下の ● については下記の表より、各ファンドの名称の「エマージング債券ファンド ＊コース」の「＊」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

１．主要投資対象

主として、ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ●クラス）受益証券およびＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

２．投資態度

ａ．主として、ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ●クラス）受益証券およびＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券に投資を行います。

ｂ．各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状況においては、ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ●クラス）受益証券への投資を中心に行いますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにこの投資信託の資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

ｃ．投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。

**d．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。**

**※ ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ各クラスの運用目標など詳しくは後述の「（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。**

| ファンド（コース） | 円コース | 米ドルコース | 豪ドルコース | ブラジルレアルコース | 中国元コース | インドネシアルピアコース | 資源国通貨コース |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ●にあてはめる語句 | JP | US | AU | BR | CN | ID | NR |

**③ ファンドの投資プロセス**

**各ファンドの信託財産の運用管理については、委託会社が、投資信託証券の合計組入比率を高位に保つことを基本としつつ、原則としてＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ各クラス受益証券を中心に投資を行うとともに、各ファンドの信託財産の資金動向等を勘案しながらＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。**

**（参考）投資対象ファンドについて**

**1. ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（ＡＢ-ＥＭＢＰ）**

| | |
|---|---|
| ファンド名（クラス） | ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J JPクラス）<br>ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J USクラス）<br>ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J AUクラス）<br>ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J BRクラス）<br>ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J CNクラス）<br>ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J IDクラス）<br>ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J NRクラス） |
| 形態 | ケイマン籍 外国投資信託／オープン・エンド型 |
| 信託期間 | 2030年12月31日償還予定<br>ただし、受益者の利益のため必要だと判断した場合には償還することができます。 |
| 投資目的 | 主に米ドル建ての新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債（以下「エマージング債券」といいます。）を主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求します。 |

<table>
<tr><td>投資態度</td><td>１．主に米ドル建てのエマージング債券を主要投資対象とします。<br>・通常、純資産総額の80%以上をエマージング債券に投資します。<br>・エマージング債券への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。<br>・米ドル以外の通貨建て債券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は対米ドルで為替ヘッジすることを原則とします。<br>・社債への投資割合は、純資産総額の35%以内とします。<br>・新興国における単一国への投資割合は、純資産総額の30%以内とします。<br>２．各クラスごとに、米ドル建て資産（対米ドルで為替ヘッジを行った米ドル以外の通貨建て資産を含みます。）については、以下の為替取引を行います。
<table>
<tr><td>Ｊ JPクラス</td><td>米ドル建て資産について、原則として対円で為替取引を行います。</td></tr>
<tr><td>Ｊ USクラス</td><td>為替取引を行いません。</td></tr>
<tr><td>Ｊ AUクラス</td><td>米ドル建て資産について、原則として対豪ドルで為替取引を行います。</td></tr>
<tr><td>Ｊ BRクラス</td><td>米ドル建て資産について、原則として対ブラジルレアルで為替取引を行います。</td></tr>
<tr><td>Ｊ CNクラス</td><td>米ドル建て資産について、原則として対中国元で為替取引を行います。</td></tr>
<tr><td>Ｊ IDクラス</td><td>米ドル建て資産について、原則として対インドネシアルピアで為替取引を行います。</td></tr>
<tr><td>Ｊ NRクラス</td><td>米ドル建て資産について、原則として1/3程度ずつ資源国通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨）で為替取引を行います。</td></tr>
</table>
・なお、為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引（ＮＤＦ）等を活用します。<br>３．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</td></tr>
<tr><td>決算日</td><td>年１回（９月30日）</td></tr>
<tr><td>収益分配</td><td>原則としてインカム・ゲインおよび売買益（評価益を含みます。）等に、Ｊ USクラス以外のクラスにおいては米ドルと取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額を加えた額より分配を行うことを基本とし、管理会社の判断により分配額の決定を行う方針です。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。</td></tr>
<tr><td>主な投資制限</td><td>・金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産が総資産額の50%を超える場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。<br>・株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、株式への投資割合は、純資産総額の25%以下とします。<br>・単一発行体が発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。ただし、国債、政府保証債、および政府機関債を除きます。<br>・残存借入総額が純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではありません。<br>・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</td></tr>
<tr><td>費用等</td><td>運用費用：純資産総額に対し年0.75%<br>その他費用等：管理会社報酬／管理事務代行報酬／受託会社報酬／信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／外国における資産の保管等に要する費用／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査に要する費用／ファンド設立に係る費用／借入金の利息 等<br>※その他費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあります</td></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>換金請求日の純資産価格に対して0.3%の率を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド</td></tr>
<tr><td>運用会社<br>管理会社</td><td>アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー</td></tr>
<tr><td>管理事務代行会社<br>保管会社</td><td>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー</td></tr>
</table>

## <運用会社> アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーについて

ALLIANCEBERNSTEIN

■総運用資産　約4,191億米ドル（約34.4兆円）
※2012年3月末現在、1ドル=82.19円換算。
※傘下の関連会社分を含みます。

■特徴　1971年の設立以来、資産運用会社として長年にわたる歴史を有し、世界各国の主要都市に配した拠点を通じて個人投資家や富裕層、機関投資家向けに、投資信託や年金運用等の投資サービスを提供しています。業界最大級のグローバルな調査体制を擁する世界有数の運用会社として、グロース株式、バリュー株式、債券、ブレンド戦略など、幅広い資産運用サービスや商品を提供しています。

＜アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの債券運用プロセスならびに運用体制について＞

●運用プロセス

運用にあたっては、計量分析とファンダメンタル分析を融合し、非効率性を見出し、ポートフォリオを構築します。

［リサーチ］

計量分析チーム、マクロ分析チームがそれぞれ独自の手法にて、債券・通貨の期待リターンを予測します。信用分析チームは、将来的な見通しを用いて信用ファンダメンタル分析に基づき個別銘柄の推奨を行います。

［リサーチ結果のレビュー］

計量分析およびファンダメンタル分析のリサーチ結果を、リサーチ・チームおよび運用チームが共同で精査、融合します。

［ポートフォリオ構築］

運用チームは、リサーチ・レビューの結果を用いて、①国別配分／イールドカーブ戦略、②セクター（国債・社債の種別）配分、③銘柄選択、④通貨配分といった4つの超過収益源泉についてリスク配分を行い、ポートフォリオを構築します。

［リスク管理］

独自に開発したリスク・モデル、シナリオ分析ツールなどを用いて、市場／ポートフォリオ・リスク（アクティブ・リスク）を管理します。また、確立されたオペレーション・プロセスやシステムを通じて、オペレーショナル・リスク（トレード不履行、ガイドライン違反など）を管理します。

●運用体制

アライアンス・バーンスタインの債券運用部門は、47名の経験豊富なファンド・マネジャーと55名のファンダメンタル分析を行うアナリストなどを中心に構成されています。（2012年３月末現在）

## 2. MHAM短期金融資産マザーファンド

| | |
|---|---|
| ファンド名 | MHAM短期金融資産マザーファンド |
| 形態 | 親投資信託 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 投資対象 | わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 運用目標 | わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。 |
| 決算日 | 年１回（６月30日（休業日の場合は翌営業日）） |
| 収益分配 | 収益分配は行いません。 |

| | |
|---|---|
| 主な投資制限 | ・外貨建資産への投資は行いません。<br>・株式への投資は行いません。 |
| 設定日 | 平成12年7月28日 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他費用等 | 信託財産に関する租税／組入有価証券の売買時の売買委託手数料／信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息 等 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | みずほ投信投資顧問株式会社 |
| 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社 |

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ａ．有価証券

ｂ．金銭債権

ｃ．約束手形（ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

（以下の ● については下記の表より、各ファンドの名称の「エマージング債券ファンド ＊コース」の「＊」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

各ファンドにおいて、委託会社は、信託金を、円建ての外国投資信託であるＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J ●クラス）受益証券およびみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（J ●クラス）受益証券およびＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券を以下「投資信託証券」といい、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

| ファンド（コース） | 円コース | 米ドルコース | 豪ドルコース | ブラジルレアルコース | 中国元コース | インドネシアルピアコース | 資源国通貨コース |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ●にあてはめる語句 | JP | US | AU | BR | CN | ID | NR |

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

１．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
２．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
３．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
４．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年６月末現在４名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第３期以降の毎計算期末（原則として毎月９日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２．分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
３．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが

開始されます。

2．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

## [収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

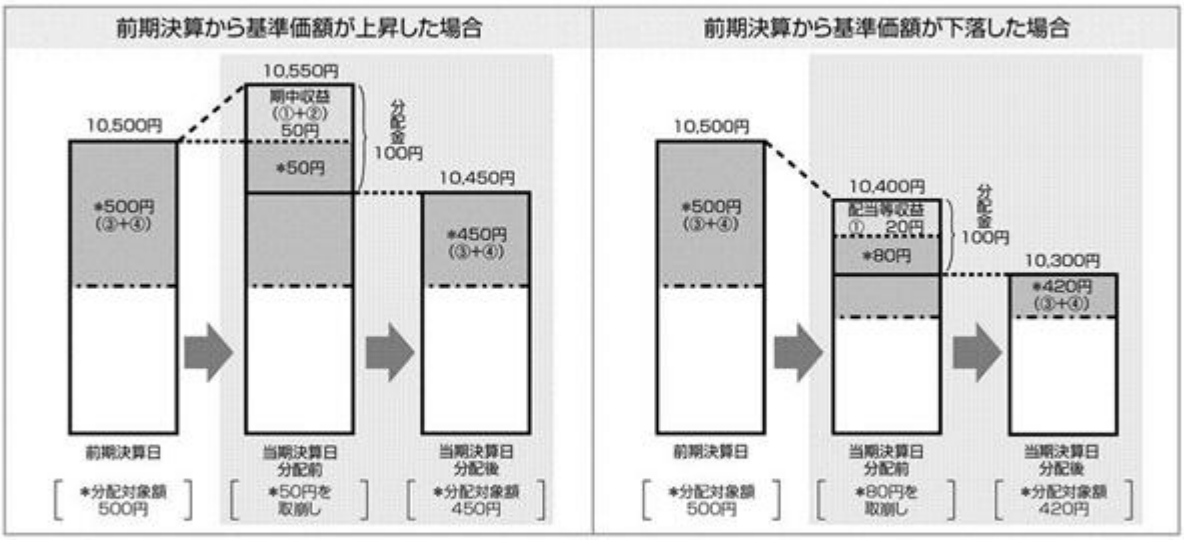


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

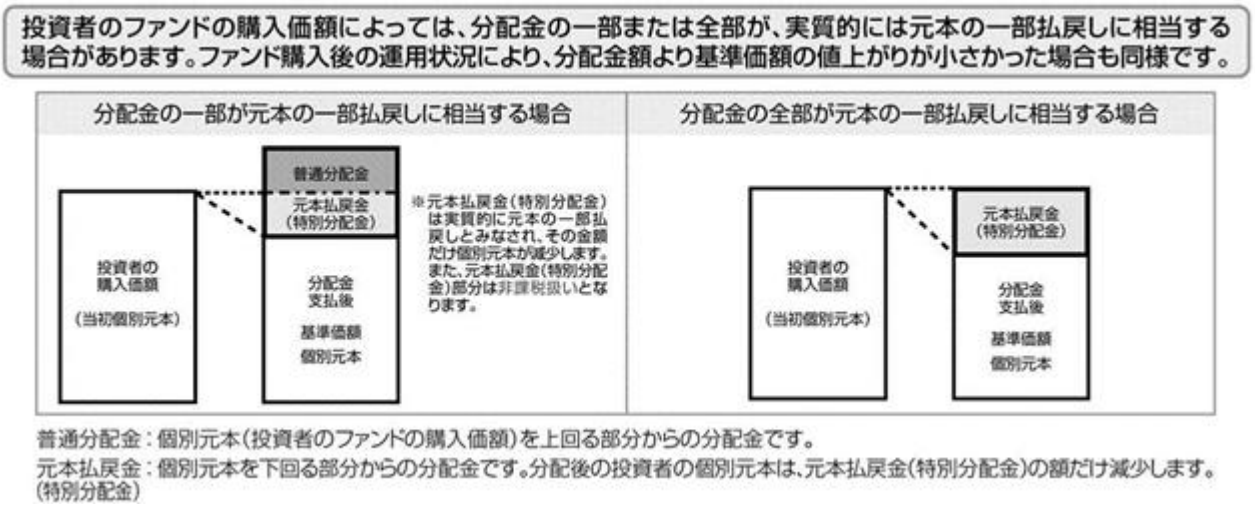


(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

④ 公社債(約款第17条)

買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

⑤ 公社債の借入れ(約款第20条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

2．前記1．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4．前記1．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 資金の借入れ(約款第26条)

1．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財

産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## ３ 【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に公社債などの値動きのある証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格に影響を及ぼし、各投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

特に、各ファンドが実質的に主要投資対象とするエマージング債券は、先進国の格付けの高い債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体（国）の財務内容等の変化（格付けの引き下げ・引き上げ）により、債券の価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体（国）が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。このように、投資するエマージング債券等の発行体（国）がこうした状況に陥り、各ファンドが投資する外国投資信託証券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落します。

③ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。各ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行うとともに、各クラスごとに取引対象通貨の買いポジションを有する外国投資信託の受益証券に主として投資を行いますので、為替変動の影響を受けます。なお、為替変動リスクは各ファンドによって以下のとおりです。

[円コース]

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として対円での為替取引（米ドル売り、円買い）を行い為替変動リスクの低減を図りますが、外国投資信託において、保有す

る米ドル建ての試算の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、円の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[米ドルコース]

米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として為替取引（為替管理）を行いません。そのため、為替相場が米ドルに対して円高となった場合、基準価額が下落する要因となります。

[豪ドルコース]

豪ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として対豪ドルでの為替取引（米ドル売り、豪ドル買い）を行いますので、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が豪ドルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、豪ドルの短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、豪ドルの短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[ブラジルレアルコース]

ブラジルレアルコースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として対ブラジルレアルでの為替取引（米ドル売り、ブラジルレアル買い）を行いますので、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場がブラジルレアルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、ブラジルレアルの短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、ブラジルレアルの短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[中国元コース]

中国元コースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として対中国元での為替取引（米ドル売り、中国元買い）を行いますので、中国元の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が中国元に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、中国元の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、中国元の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[インドネシアルピアコース]

インドネシアルピアコースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として対インドネシアルピアでの為替取引（米ドル売り、インドネシアルピア買い）を行いますので、インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場がインドネシアルピアに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、インドネシアルピアの短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、インドネシアルピアの短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[資源国通貨コース]

資源国通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は保有する米ドル建て資産に対し、原則として対取引対象通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）での為替取引（米ドル売り、取引対象通貨買い（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドへおおむね均等な通貨配分となる為替取引））を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

《 為替取引による各ファンドへの影響 》

米ドルコースを除く各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および為替取引通貨間の短期金利差による影響（為替取引によるプレミアム／コスト）を受けます。

※ 米ドルコースは、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

〈 外国投資信託が行う為替取引のイメージ（ブラジルレアルコースの場合）〉

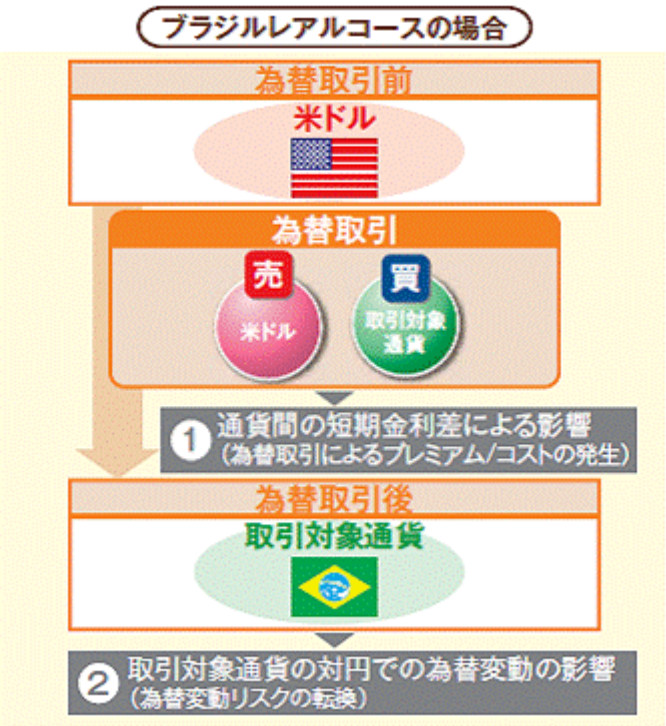


① 為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。（為替取引によるプレミアム／コストの発生）

■外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と米ドル間の短期金利差が、プレミアム／コストとなり、ファンドに影響を与えます。

※一部の新興国の通貨では、原則として直物為替先渡取引（ＮＤＦ）を活用しますが、ＮＤＦを用いた場合の為替取引によるプレミアム／コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。ＮＤＦに関する留意点については、後述の＜その他留意点＞をご参照ください。

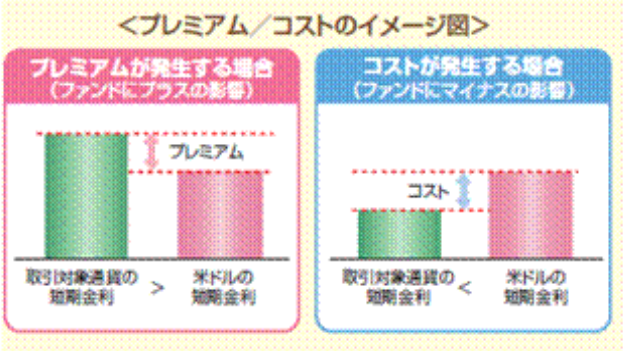


② 取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。（円コースを除きます。）

ブラジルレアルコースの場合

外国投資信託が行う為替取引によって、為替変動リスクは米ドルから取引対象通貨（ブラジルレアル）に転換されるため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。

（円コースの場合は、為替変動の影響が低減されることが見込まれます。）

※右記はイメージ図であり、実際の為替取引とは異なる場合があります。

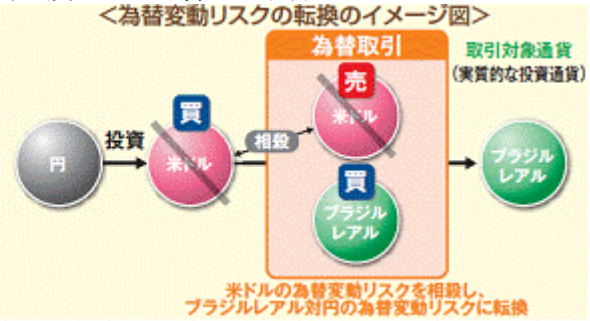


④ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリ

スクをいいます。

特に、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。

各ファンドの実質的な主要投資先となっている新興国および為替取引の対象国となっている米国、オーストラリア、ブラジル、中国、インドネシアおよび南アフリカがこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

各ファンドが実質的に保有するエマージング債券等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他留意点＞

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、各クラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合やあるクラスの為替取引の損益状況等によっては、他のクラスの価格や運用が影響を受ける場合があり、そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、急激な為替や金利変動等があった場合には、エマージング債券の実質的な組入比率が変動することや、あるクラスが債務超過に陥った場合に他のクラスの価格がその影響を受ける場合があります。したがって、このような事象が起きた際には、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

各ファンド（米ドルコースを除きます。）が主要投資対象とする外国投資信託は、エマージング債券に投資するとともに為替取引を行いますが、為替取引の結果、各ファンドは、米ドル以外の通貨の為替変動の影響を受けることとなります（対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図る円クラスを除きます。）。そのため、為替相場の変動によっては、為替取引を行わずエマージング債券にのみ投資を行う一般的なファンドに比べて、より大きく価格が変動することがありますのでご留意ください。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託においては、外国投資信託の管理会社の判断により毎月の分配額が決定されますが、当該分配については、原則として分配対象額の範囲の定めはなく、分配額の中には、米ドルと取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額が含まれます（米ドルコースを除きます。）。

各ファンド（米ドルコースを除きます。）が主要投資対象とする外国投資信託は外国為替予約取引などを活用し、主として米ドルと取引対象通貨間の短期金利差の獲得（円クラスでは、主として為替変動リスクの低減）を目指しますが、外国為替予約取引などの需給関係等により短期金利差を充分に得られない場合や、外国為替予約取引などを行うタイミングにより、得られうる金利差が異なる場合があります。また、外国為替予約取引などの取引の相手方の破綻などにより契約上の支払いが行われない場合や証拠金の回収ができない場合などには、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

なお、為替取引を行うにあたり一部の新興国の取引対象通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（ＮＤＦ）※を活用しますが、ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム／コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引（ＮＤＦ）とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

各ファンドが投資する外国投資信託において行う為替取引による評価益が大きくなった場合には、その結果として一時的にエマージング債券の組入比率が低下する場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## [通貨選択型ファンドに関する留意事項]

### 各ファンドの運用のイメージ

●各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、エマージング債券（主として米ドル建て）です。

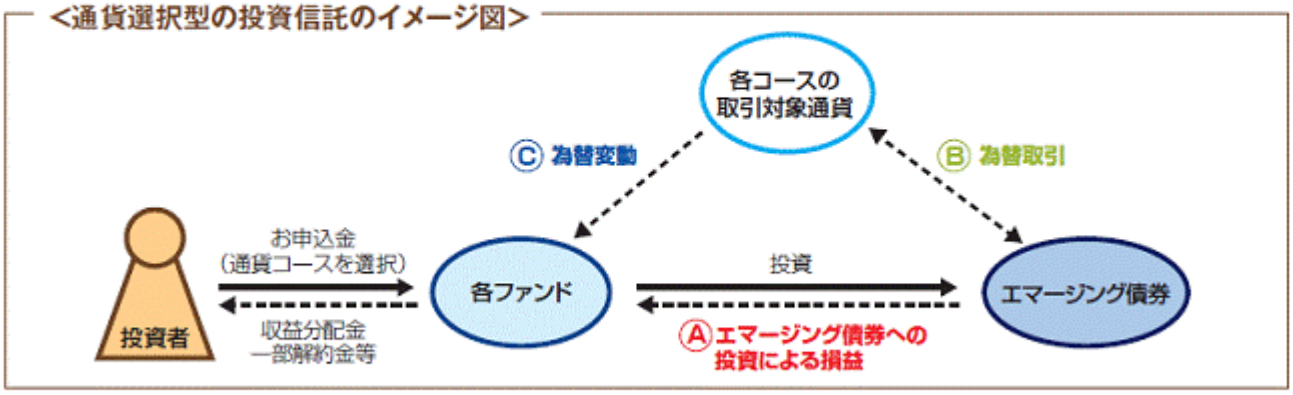


※ 上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かり易く表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み（ファンド・オブ・ファンズ方式）」をご参照ください。

※ 円コースは、対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図ります。また、米ドルコースは、為替取引を行いません。

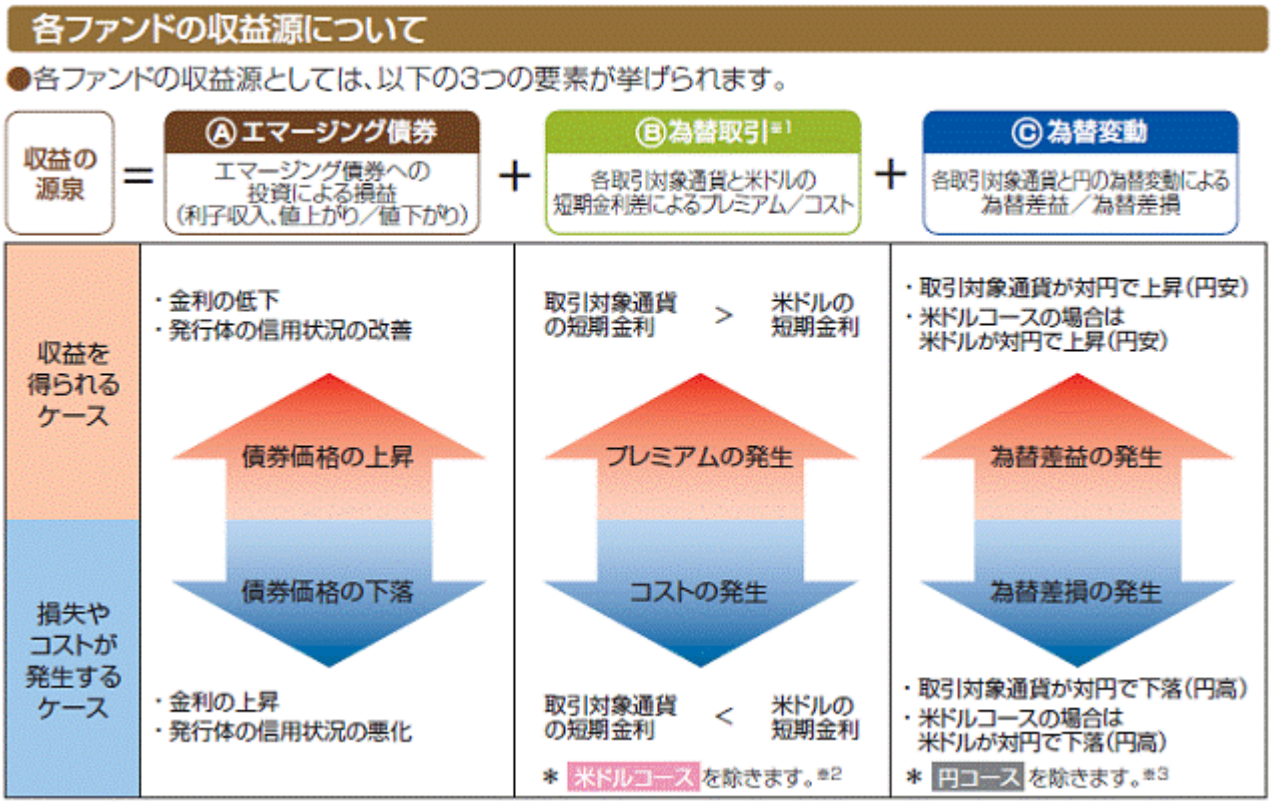


※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の新興国の通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引（NDF）を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム／コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

※2 米ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託では、為替取引（為替管理）を行いません。

※3 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減を図りますが、保有資産額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。

（注）市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

(2) リスク管理体制

① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

## 4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成24年９月７日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜３％）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号※ |
|---|---|---|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、各ファンドの受益権の取得申込みをする場合、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

⑤ 各ファンド間のスイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】
ありません。

(3) 【信託報酬等】
① 各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.924%（税抜0.88%）の率を乗じて得た額とします。
信託報酬の配分は、次の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 0.3675%（税抜0.35%） | 0.525%（税抜0.50%） | 0.0315%（税抜0.03%） |

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（ご参考）投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等
● ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ
信託報酬（運用報酬）：純資産総額に対し年率0.75%
● ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド
信託報酬：かかりません。

各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組入れたとした場合、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し年率1.674%（税込）となります。
この数値は、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。また、ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオでは、この他に定率により計算されない「その他の費用等」がかかります。なお、その他の費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあります。

(4) 【その他の手数料等】
① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

④ 「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

● ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ

(1) 申込手数料：ありません。
(2) 換金（解約）手数料：ありません。
(3) 信託財産留保額：解約価額の0.3%
(4) その他の費用：管理会社報酬、管理事務代行報酬、受託会社報酬、信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、借入金の利息 等

● ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

(1) 申込手数料：ありません。
(2) 換金（解約）手数料：ありません。
(3) 信託財産留保額：ありません。
(4) 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息 等

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

| 適用期間 | 所得税 | 復興特別所得税 | 地方税 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 平成24年12月31日まで | 7% | － | 3% | 10% |
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 7% | 0.147% | 3% | 10.147% |
| 平成26年1月1日から<br>平成49年12月31日まで | 15% | 0.315% | 5% | 20.315% |
| 平成50年1月1日から | 15% | － | 5% | 20% |

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

| 適用期間 | 所得税 | 復興特別所得税 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 平成24年12月31日まで | 7% | － | 7% |
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 7% | 0.147% | 7.147% |
| 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 15% | 0.315% | 15.315% |
| 平成50年1月1日から | 15% | － | 15% |

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

１．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

※ 上記の内容は平成24年６月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## ５ 【運用状況】

### (1) 【投資状況】（平成24年6月29日現在）

**エマージング債券ファンド 円コース**

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 863,986,695 | 95.73 |
| | 親投資信託受益証券(MHAM短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 883,678 | 0.09 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 37,633,522 | 4.16 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 902,503,895 | 100.00 |

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

**エマージング債券ファンド 米ドルコース**

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 43,713,984 | 97.68 |
| | 親投資信託受益証券(MHAM短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 44,755 | 0.10 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 990,287 | 2.21 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 44,749,026 | 100.00 |

**エマージング債券ファンド 豪ドルコース**

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 987,288,000 | 96.97 |
| | 親投資信託受益証券(MHAM短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 1,015,631 | 0.09 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 29,783,972 | 2.92 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 1,018,087,603 | 100.00 |

**エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース**

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 1,832,866,320 | 96.26 |
| | 親投資信託受益証券(MHAM短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 2,033,562 | 0.10 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 68,981,446 | 3.62 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 1,903,881,328 | 100.00 |

**エマージング債券ファンド 中国元コース**

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 366,189,264 | 97.44 |
| | 親投資信託受益証券(ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 390,849 | 0.10 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 9,196,367 | 2.44 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 375,776,480 | 100.00 |

エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 1,145,649,040 | 96.82 |
| | 親投資信託受益証券(ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 1,203,823 | 0.10 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 36,330,157 | 3.07 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 1,183,183,020 | 100.00 |

エマージング債券ファンド 資源国通貨コース

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 1,225,917,168 | 96.78 |
| | 親投資信託受益証券(ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド) | 日本 | 1,305,602 | 0.10 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 39,466,686 | 3.11 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 1,266,689,456 | 100.00 |

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

| 資産の種類 | | 国／地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 有価証券 | 国債証券 | 日本 | 259,938,743 | 92.06 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | ― | 22,390,111 | 7.93 |
| 合 計 （純資産総額） | | ― | 282,328,854 | 100.00 |

(2) 【投資資産】(平成24年6月29日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

エマージング債券ファンド 円コース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価 (円) | 帳簿価額 金 額 (円) | 評価額 単 価 (円) | 評価額 金 額 (円) | 投資比率 (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＪＰクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 82,797 | 10,330.6517 | 855,346,966 | 10,435.0000 | 863,986,695 | 95.73 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 866,182 | 1.0201 | 883,678 | 1.0202 | 883,678 | 0.09 |

### エマージング債券ファンド 米ドルコース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＵＳクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 4,416 | 9,784.0000 | 43,206,144 | 9,899.0000 | 43,713,984 | 97.68 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 43,869 | 1.0201 | 44,754 | 1.0202 | 44,755 | 0.10 |

### エマージング債券ファンド 豪ドルコース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＡＵクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 99,525 | 9,705.4057 | 965,930,499 | 9,920.0000 | 987,288,000 | 96.97 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 995,522 | 1.0201 | 1,015,631 | 1.0202 | 1,015,631 | 0.09 |

### エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＢＲクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 246,353 | 7,616.0000 | 1,876,224,448 | 7,440.0000 | 1,832,866,320 | 96.26 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 1,993,298 | 1.0202 | 2,033,562 | 1.0202 | 2,033,562 | 0.10 |

### エマージング債券ファンド 中国元コース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＣＮクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 37,581 | 9,629.0000 | 361,867,449 | 9,744.0000 | 366,189,264 | 97.44 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 383,111 | 1.0202 | 390,849 | 1.0202 | 390,849 | 0.10 |

### エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＩＤクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 128,120 | 8,931.0000 | 1,144,239,720 | 8,942.0000 | 1,145,649,040 | 96.82 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 1,179,988 | 1.0202 | 1,203,823 | 1.0202 | 1,203,823 | 0.10 |

### エマージング債券ファンド 資源国通貨コース

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 通貨 | 数量(口数) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＮＲクラス） | 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 日本円 | 146,922 | 8,323.0000 | 1,222,831,806 | 8,344.0000 | 1,225,917,168 | 96.78 |
| 2 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 日本円 | 1,279,752 | 1.0202 | 1,305,602 | 1.0202 | 1,305,602 | 0.10 |

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国／地域 | 利率(%) | 償還期限 | 数量(券面総額) | 帳簿価額 単 価(円) | 帳簿価額 金 額(円) | 評価額 単 価(円) | 評価額 金 額(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 第２８３回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年8月27日 | 40,000,000 | 99.97 | 39,990,240 | 99.98 | 39,990,690 | 14.16 |
| 2 | 第２７５回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年7月23日 | 30,000,000 | 99.97 | 29,992,680 | 99.99 | 29,993,020 | 10.62 |
| 3 | 第２８６回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年9月10日 | 30,000,000 | 99.97 | 29,992,830 | 99.98 | 29,993,004 | 10.62 |
| 4 | 第２７７回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年8月6日 | 30,000,000 | 99.97 | 29,992,740 | 99.99 | 29,992,998 | 10.62 |
| 5 | 第２８８回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年9月18日 | 30,000,000 | 99.97 | 29,992,620 | 99.97 | 29,992,941 | 10.62 |
| 6 | 第２６９回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年7月2日 | 30,000,000 | 99.97 | 29,992,740 | 99.99 | 29,992,269 | 10.62 |
| 7 | 第２７０回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年7月9日 | 20,000,000 | 99.97 | 19,995,160 | 99.99 | 19,995,448 | 7.08 |
| 8 | 第２７９回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年8月13日 | 20,000,000 | 99.97 | 19,995,120 | 99.98 | 19,995,364 | 7.08 |
| 9 | 第２７６回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年7月30日 | 20,000,000 | 99.97 | 19,994,000 | 99.99 | 19,995,330 | 7.08 |
| 10 | 第２８４回国庫短期証券 | 国債証券 | 日本 | － | 2012年9月3日 | 10,000,000 | 99.97 | 9,997,590 | 99.98 | 9,997,679 | 3.54 |

※ 国庫短期証券は割引債のため、利率はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

エマージング債券ファンド 円コース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.09 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 95.73 |
| 合 計 | | 95.83 |

エマージング債券ファンド 米ドルコース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 97.68 |
| 合 計 | | 97.78 |

エマージング債券ファンド 豪ドルコース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.09 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 96.97 |
| 合 計 | | 97.07 |

エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 96.26 |
| 合 計 | | 96.37 |

エマージング債券ファンド 中国元コース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 97.44 |
| 合 計 | | 97.55 |

エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 96.82 |
| 合 計 | | 96.92 |

エマージング債券ファンド 資源国通貨コース

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 0.10 |
| 外国 | 投資信託受益証券 | 96.78 |
| 合 計 | | 96.88 |

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

| 国内／外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 国内 | 国債証券 | 92.06 |
| 合 計 | | 92.06 |

② 【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成24年6月29日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

エマージング債券ファンド 円コース

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 389 | 390 | 1.0172 | 1.0212 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 397 | 398 | 1.0037 | 1.0077 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 863 | 867 | 1.0272 | 1.0312 |
| | 平成23年6月末日 | 298 | ― | 1.0165 | ― |
| | 平成23年7月末日 | 279 | ― | 1.0281 | ― |
| | 平成23年8月末日 | 255 | ― | 1.0235 | ― |
| | 平成23年9月末日 | 304 | ― | 0.9781 | ― |
| | 平成23年10月末日 | 412 | ― | 1.0188 | ― |
| | 平成23年11月末日 | 395 | ― | 0.9946 | ― |
| | 平成23年12月末日 | 421 | ― | 1.0040 | ― |
| | 平成24年1月末日 | 488 | ― | 1.0158 | ― |
| | 平成24年2月末日 | 588 | ― | 1.0378 | ― |
| | 平成24年3月末日 | 747 | ― | 1.0354 | ― |
| | 平成24年4月末日 | 850 | ― | 1.0422 | ― |
| | 平成24年5月末日 | 826 | ― | 1.0169 | ― |
| | 平成24年6月29日 | 902 | ― | 1.0424 | ― |

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。（以下同じ。）

エマージング債券ファンド 米ドルコース

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 32 | 32 | 0.9688 | 0.9728 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 19 | 19 | 0.9284 | 0.9324 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 44 | 44 | 0.9764 | 0.9804 |
| | 平成23年6月末日 | 32 | ― | 0.9780 | ― |
| | 平成23年7月末日 | 30 | ― | 0.9521 | ― |
| | 平成23年8月末日 | 26 | ― | 0.9355 | ― |
| | 平成23年9月末日 | 20 | ― | 0.8946 | ― |
| | 平成23年10月末日 | 20 | ― | 0.9197 | ― |
| | 平成23年11月末日 | 22 | ― | 0.9209 | ― |
| | 平成23年12月末日 | 19 | ― | 0.9283 | ― |
| | 平成24年1月末日 | 22 | ― | 0.9238 | ― |
| | 平成24年2月末日 | 24 | ― | 0.9935 | ― |
| | 平成24年3月末日 | 40 | ― | 1.0213 | ― |
| | 平成24年4月末日 | 45 | ― | 1.0106 | ― |
| | 平成24年5月末日 | 43 | ― | 0.9632 | ― |
| | 平成24年6月29日 | 44 | ― | 0.9916 | ― |

エマージング債券ファンド 豪ドルコース

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 891 | 898 | 1.0441 | 1.0521 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 1,107 | 1,116 | 0.9522 | 0.9602 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 1,001 | 1,009 | 0.9763 | 0.9843 |
| | 平成23年6月末日 | 830 | ― | 1.0627 | ― |
| | 平成23年7月末日 | 798 | ― | 1.0639 | ― |
| | 平成23年8月末日 | 802 | ― | 1.0172 | ― |
| | 平成23年9月末日 | 828 | ― | 0.8911 | ― |
| | 平成23年10月末日 | 1,116 | ― | 0.9961 | ― |
| | 平成23年11月末日 | 1,055 | ― | 0.9371 | ― |
| | 平成23年12月末日 | 1,056 | ― | 0.9538 | ― |
| | 平成24年1月末日 | 1,182 | ― | 0.9893 | ― |
| | 平成24年2月末日 | 940 | ― | 1.0826 | ― |
| | 平成24年3月末日 | 999 | ― | 1.0709 | ― |
| | 平成24年4月末日 | 1,013 | ― | 1.0602 | ― |
| | 平成24年5月末日 | 965 | ― | 0.9468 | ― |
| | 平成24年6月29日 | 1,018 | ― | 1.0058 | ― |

エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 2,389 | 2,418 | 1.0457 | 1.0587 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 2,281 | 2,316 | 0.8476 | 0.8606 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 2,009 | 2,043 | 0.7796 | 0.7926 |
| | 平成23年6月末日 | 2,326 | ― | 1.0703 | ― |
| | 平成23年7月末日 | 2,308 | ― | 1.0406 | ― |
| | 平成23年8月末日 | 2,468 | ― | 1.0064 | ― |
| | 平成23年9月末日 | 2,239 | ― | 0.8269 | ― |
| | 平成23年10月末日 | 2,447 | ― | 0.9270 | ― |
| | 平成23年11月末日 | 2,185 | ― | 0.8407 | ― |
| | 平成23年12月末日 | 2,200 | ― | 0.8332 | ― |
| | 平成24年1月末日 | 2,386 | ― | 0.8812 | ― |
| | 平成24年2月末日 | 2,672 | ― | 0.9703 | ― |
| | 平成24年3月末日 | 2,478 | ― | 0.9206 | ― |
| | 平成24年4月末日 | 2,308 | ― | 0.8796 | ― |
| | 平成24年5月末日 | 2,001 | ― | 0.7811 | ― |
| | 平成24年6月29日 | 1,903 | ― | 0.7756 | ― |

エマージング債券ファンド 中国元コース

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 1,953 | 1,968 | 0.9763 | 0.9838 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 798 | 804 | 0.9321 | 0.9396 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 388 | 391 | 0.9624 | 0.9699 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平成23年6月末日 | 1,760 | — | 0.9856 | — |
| | 平成23年7月末日 | 1,498 | — | 0.9588 | — |
| | 平成23年8月末日 | 1,301 | — | 0.9491 | — |
| | 平成23年9月末日 | 1,099 | — | 0.8953 | — |
| | 平成23年10月末日 | 994 | — | 0.9265 | — |
| | 平成23年11月末日 | 827 | — | 0.9261 | — |
| | 平成23年12月末日 | 691 | — | 0.9376 | — |
| | 平成24年1月末日 | 622 | — | 0.9340 | — |
| | 平成24年2月末日 | 582 | — | 1.0003 | — |
| | 平成24年3月末日 | 449 | — | 1.0185 | — |
| | 平成24年4月末日 | 452 | — | 1.0086 | — |
| | 平成24年5月末日 | 384 | — | 0.9519 | — |
| | 平成24年6月29日 | 375 | — | 0.9805 | — |

**エマージング債券ファンド　インドネシアルピアコース**

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 3,910 | 3,947 | 1.0208 | 1.0303 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 1,696 | 1,714 | 0.9091 | 0.9186 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 1,210 | 1,223 | 0.8925 | 0.9020 |
| | 平成23年6月末日 | 3,648 | — | 1.0218 | — |
| | 平成23年7月末日 | 3,466 | — | 1.0069 | — |
| | 平成23年8月末日 | 3,126 | — | 0.9784 | — |
| | 平成23年9月末日 | 2,800 | — | 0.8800 | — |
| | 平成23年10月末日 | 2,499 | — | 0.9308 | — |
| | 平成23年11月末日 | 1,743 | — | 0.8898 | — |
| | 平成23年12月末日 | 1,399 | — | 0.8955 | — |
| | 平成24年1月末日 | 1,218 | — | 0.9073 | — |
| | 平成24年2月末日 | 1,345 | — | 0.9548 | — |
| | 平成24年3月末日 | 1,382 | — | 0.9684 | — |
| | 平成24年4月末日 | 1,314 | — | 0.9571 | — |
| | 平成24年5月末日 | 1,172 | — | 0.8624 | — |
| | 平成24年6月29日 | 1,183 | — | 0.9024 | — |

**エマージング債券ファンド　資源国通貨コース**

| 計算期間 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間 | 平成23年6月9日 | 2,482 | 2,507 | 1.0249 | 1.0349 |
| 第2特定期間 | 平成23年12月9日 | 999 | 1,011 | 0.8501 | 0.8601 |
| 第3特定期間 | 平成24年6月11日 | 1,304 | 1,320 | 0.8350 | 0.8450 |
| | 平成23年6月末日 | 2,124 | — | 1.0401 | — |
| | 平成23年7月末日 | 1,719 | — | 1.0242 | — |
| | 平成23年8月末日 | 1,529 | — | 0.9770 | — |
| | 平成23年9月末日 | 1,236 | — | 0.8254 | — |
| | 平成23年10月末日 | 1,238 | — | 0.9101 | — |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平成23年11月末日 | 1,021 | ― | 0.8394 | ― |
| | 平成23年12月末日 | 923 | ― | 0.8500 | ― |
| | 平成24年1月末日 | 850 | ― | 0.8867 | ― |
| | 平成24年2月末日 | 1,070 | ― | 0.9774 | ― |
| | 平成24年3月末日 | 1,261 | ― | 0.9521 | ― |
| | 平成24年4月末日 | 1,295 | ― | 0.9291 | ― |
| | 平成24年5月末日 | 1,285 | ― | 0.8197 | ― |
| | 平成24年6月29日 | 1,266 | ― | 0.8473 | ― |

② 【分配の推移】

エマージング債券ファンド 円コース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0160 |
| 第2特定期間 | 0.0240 |
| 第3特定期間 | 0.0240 |

エマージング債券ファンド 米ドルコース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0160 |
| 第2特定期間 | 0.0240 |
| 第3特定期間 | 0.0240 |

エマージング債券ファンド 豪ドルコース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0320 |
| 第2特定期間 | 0.0480 |
| 第3特定期間 | 0.0480 |

エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0520 |
| 第2特定期間 | 0.0780 |
| 第3特定期間 | 0.0780 |

エマージング債券ファンド 中国元コース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0300 |
| 第2特定期間 | 0.0450 |
| 第3特定期間 | 0.0450 |

エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0380 |
| 第2特定期間 | 0.0570 |
| 第3特定期間 | 0.0570 |

エマージング債券ファンド 資源国通貨コース

| 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.0400 |
| 第2特定期間 | 0.0600 |
| 第3特定期間 | 0.0600 |

③ 【収益率の推移】

エマージング債券ファンド 円コース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 3.32 |
| 第2特定期間 | 1.03 |
| 第3特定期間 | 4.73 |

（注１）収益率は期間騰落率。（以下同じ。）
（注２）小数点第３位四捨五入。（以下同じ。）
（注３）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。（以下同じ。）

エマージング債券ファンド 米ドルコース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | △1.52 |
| 第2特定期間 | △1.69 |
| 第3特定期間 | 7.76 |

エマージング債券ファンド 豪ドルコース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 7.61 |
| 第2特定期間 | △4.20 |
| 第3特定期間 | 7.57 |

エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 9.77 |
| 第2特定期間 | △11.49 |
| 第3特定期間 | 1.18 |

エマージング債券ファンド 中国元コース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 0.63 |
| 第2特定期間 | 0.08 |
| 第3特定期間 | 8.08 |

エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 5.88 |
| 第2特定期間 | △5.36 |

| | |
|---|---|
| 第3特定期間 | 4.44 |

エマージング債券ファンド 資源国通貨コース

| 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|
| 第1特定期間 | 6.49 |
| 第2特定期間 | △11.20 |
| 第3特定期間 | 5.28 |

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

エマージング債券ファンド 円コース

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 476,430,800 | 93,759,445 | 382,671,355 |
| 第2特定期間 | 323,178,916 | 310,211,942 | 395,638,329 |
| 第3特定期間 | 683,439,624 | 238,143,069 | 840,934,884 |

（注）第１特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。（以下同じ。）

エマージング債券ファンド 米ドルコース

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 33,170,000 | ― | 33,170,000 |
| 第2特定期間 | 3,430,000 | 15,870,000 | 20,730,000 |
| 第3特定期間 | 34,817,413 | 10,430,000 | 45,117,413 |

エマージング債券ファンド 豪ドルコース

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 1,170,654,309 | 317,093,379 | 853,560,930 |
| 第2特定期間 | 811,362,961 | 501,785,029 | 1,163,138,862 |
| 第3特定期間 | 942,326,175 | 1,079,954,817 | 1,025,510,220 |

エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 3,169,598,361 | 884,755,633 | 2,284,842,728 |
| 第2特定期間 | 1,925,994,802 | 1,518,687,021 | 2,692,150,509 |
| 第3特定期間 | 1,918,155,681 | 2,032,131,860 | 2,578,174,330 |

エマージング債券ファンド 中国元コース

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2,019,934,221 | 18,760,664 | 2,001,173,557 |
| 第2特定期間 | 138,784,757 | 1,283,757,898 | 856,200,416 |
| 第3特定期間 | 149,619,423 | 602,326,818 | 403,493,021 |

**エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース**

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 4,167,300,714 | 336,210,964 | 3,831,089,750 |
| 第2特定期間 | 751,097,002 | 2,715,715,864 | 1,866,470,888 |
| 第3特定期間 | 900,462,860 | 1,410,616,498 | 1,356,317,250 |

**エマージング債券ファンド 資源国通貨コース**

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|
| 第1特定期間 | 2,735,502,932 | 312,923,291 | 2,422,579,641 |
| 第2特定期間 | 375,733,295 | 1,622,640,155 | 1,175,672,781 |
| 第3特定期間 | 1,094,142,412 | 707,244,390 | 1,562,570,803 |

# 第２ 【管理及び運営】

## １ 【申込（販売）手続等】

(1) 各ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が以下のいずれかの休業日にあたる場合には、その該当するコースについてのお申込みの受付けはいたしません。

| | |
|---|---|
| 円コース<br>米ドルコース<br>豪ドルコース | ニューヨークの銀行 |
| ブラジルレアルコース<br>資源国通貨コース | ニューヨークの銀行<br>サンパウロの銀行<br>ブラジル商品先物取引所 |
| 中国元コース | ニューヨークの銀行<br>上海の銀行 |
| インドネシアルピアコース | ニューヨークの銀行<br>ジャカルタの銀行 |

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号※ |
|---|---|---|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 各コース間の乗換え(スイッチング)による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

※ スイッチングとは、「エマージング債券ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「エマージング債券ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間

の変更は受付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご留意ください。

・換金の際には信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

(8) 販売会社によってはエマージング債券ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(10) 取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および同法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

## ２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、以下のいずれかの休業日にあたる場合には、その該当するコースについてのお申込みの受付けはいたしません。

| | |
|---|---|
| 円コース<br>米ドルコース<br>豪ドルコース | ニューヨークの銀行 |
| ブラジルレアルコース<br>資源国通貨コース | ニューヨークの銀行<br>サンパウロの銀行<br>ブラジル商品先物取引所 |
| 中国元コース | ニューヨークの銀行<br>上海の銀行 |
| インドネシアルピアコース | ニューヨークの銀行<br>ジャカルタの銀行 |

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

| 照会先の名称 | 電話番号 |
|---|---|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 0120-324-431 |

(5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受付けの停止・取消しまたは延期、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、エマージング債券ファンド 円コースは「エマ債円」、エマージング債券ファンド 米ドルコースは「エマ債米ドル」、エマージング債券ファンド 豪ドルコースは「エマ債豪ドル」、エマージング債券ファンド ブラジルレアルコースは「エマ債レアル」、エマージング債券ファンド 中国元コースは「エマ債中国元」、エマージング債券ファンド インドネシアルピアコースは「エマ債ルピア」、エマージング債券ファンド 資源国通貨コースは「エマ債資源国」の略称にて記載されます。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

平成22年12月20日から平成29年12月９日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「エマージング債券ファンド」を構成する一部のファンドのみにおいて実施される場合もあります。

### (4) 【計算期間】

原則として毎月10日から翌月９日までとします。ただし、第１計算期間は、平成22年12月20日から平成23年１月９日までとします。

上記の既定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日の

とき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

1．委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合（外国投資信託が繰上償還する場合をいいます。）には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

2．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ．信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ｂ．やむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が70億口を下回ることとなるとき。

3．前記１．または２．により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

4．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

ａ．委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。

ｂ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｃ．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2．委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

3．投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

1．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ａ．信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など

b．重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など

2．書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

4．書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

5．信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記１.の通知書面に付記します。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

⑤ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥ 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則２年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 運用報告書

委託会社は、６月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

# 第３　【ファンドの経理状況】

（１）各ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）各ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

（３）各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

# 1 【財務諸表】

## 【エマージング債券ファンド 円コース】

### (1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 7,947,388 | 37,875,425 |
| 投資信託受益証券 | 390,671,424 | 846,186,633 |
| 親投資信託受益証券 | 370,342 | 810,678 |
| 未収利息 | 18 | 89 |
| 流動資産合計 | 398,989,172 | 884,872,825 |
| 資産合計 | 398,989,172 | 884,872,825 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | ― | 16,991,658 |
| 未払収益分配金 | 1,582,553 | 3,363,739 |
| 未払受託者報酬 | 10,079 | 23,729 |
| 未払委託者報酬 | 285,488 | 672,435 |
| その他未払費用 | 998 | 2,363 |
| 流動負債合計 | 1,879,118 | 21,053,924 |
| 負債合計 | 1,879,118 | 21,053,924 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 395,638,329 | 840,934,884 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,471,725 | 22,884,017 |
| 元本等合計 | 397,110,054 | 863,818,901 |
| 純資産合計 | 397,110,054 | 863,818,901 |
| 負債純資産合計 | 398,989,172 | 884,872,825 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 7,965,765 | 16,187,985 |
| 受取利息 | 7,589 | 13,798 |
| 有価証券売買等損益 | △209,722 | 11,027,380 |
| 営業収益合計 | 7,763,632 | 27,229,163 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 50,138 | 100,872 |
| 委託者報酬 | 1,420,363 | 2,858,045 |
| その他費用 | 4,952 | 10,030 |
| 営業費用合計 | 1,475,453 | 2,968,947 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 6,288,179 | 24,260,216 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 6,288,179 | 24,260,216 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 6,288,179 | 24,260,216 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 421,749 | △145,725 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 6,598,385 | 1,471,725 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,450,030 | 19,065,513 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 883,091 | 104,531 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,566,939 | 18,960,982 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,833,825 | 6,455,610 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,328,794 | 6,455,610 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,505,031 | － |
| 分配金 | 7,609,295 | 15,603,552 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 1,471,725 | 22,884,017 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　　特定期間末日の受益権総口数 | 395,638,329口 | 840,934,884口 |
| 2　　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 1.0037 円<br>(10,037 円) | 1.0272 円<br>(10,272 円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（1,061,081円）、有価証券売買等損益（114,921円）、収益調整金（1,659,346円）、分配準備積立金（5,508,240円）より、分配対象収益は8,343,588円（１万口当たり279円）であり、うち1,193,588円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（927,434円）、有価証券売買等損益（73,113円）、収益調整金（1,531,998円）、分配準備積立金（4,516,837円）より、分配対象収益は7,049,382円（１万口当たり285円）であり、うち988,259円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（925,660円）、有価証券売買等損益（1,725,997円）、収益調整金（1,950,989円）、分配準備積立金（4,108,423円）より、分配対象収益は8,711,069円（１万口当たり361円）であり、うち964,637円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（864,554円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,441,386円）、分配準備積立金（5,383,995円）より、分配対象収益は11,689,935円（１万口当たり358円）であり、うち1,304,374円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（1,398,939円）、有価証券売買等損益（4,901,700円）、収益調整金（8,245,171円）、分配準備積立金（4,464,284円）より、分配対象収益は19,010,094円（１万口当たり482円）であり、うち1,575,884円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（1,315,544円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（9,432,265円）、分配準備積立金（8,302,791円）より、分配対象収益は19,050,600円（１万口当たり481円）であり、うち1,582,553円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（1,438,958円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（10,854,566円）、分配準備積立金（7,803,104円）より、分配対象収益は20,096,628円（１万口当たり478円）であり、うち1,679,658円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（1,890,479円）、有価証券売買等損益（2,238,423円）、収益調整金（14,101,086円）、分配準備積立金（6,910,053円）より、分配対象収益は25,140,041円（１万口当たり530円）であり、うち1,896,199円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（2,281,680円）、有価証券売買等損益（12,386,164円）、収益調整金（22,257,480円）、分配準備積立金（8,823,948円）より、分配対象収益は45,749,272円（１万口当たり729円）であり、うち2,507,859円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（2,318,127円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（30,198,453円）、分配準備積立金（19,999,764円）より、分配対象収益は52,516,344円（１万口当たり726円）であり、うち2,890,051円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（3,263,650円）、有価証券売買等損益（4,713,601円）、収益調整金（37,702,212円）、分配準備積立金（18,596,260円）より、分配対象収益は64,275,723円（１万口当たり787円）であり、うち3,266,046円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（2,781,398円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（41,995,963円）、分配準備積立金（21,290,823円）より、分配対象収益は66,068,184円（１万口当たり785円）であり、うち3,363,739円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △6,466,848 |
| 親投資信託受益証券 | 1 |
| 合計 | △6,466,847 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △13,922,066 |
| 親投資信託受益証券 | 78 |
| 合計 | △13,921,988 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　期首元本額 | 382,671,355 円 | 395,638,329 円 |
| 期中追加設定元本額 | 323,178,916 円 | 683,439,624 円 |
| 期中一部解約元本額 | 310,211,942 円 | 238,143,069 円 |

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド 円コース　　（平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＪＰクラス） | 81,971.000 | 846,186,633 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 81,971.000<br>1<br>98.0% | 846,186,633<br><br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 846,186,633 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 794,627 | 810,678 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 794,627<br>1<br>0.1% | 810,678<br><br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 810,678 | |
| 合計 | | | | 846,997,311 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング債券ファンド 米ドルコース】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 442,325 | 1,018,096 |
| 投資信託受益証券 | 18,868,950 | 43,206,144 |
| 親投資信託受益証券 | 32,032 | 44,054 |
| 未収利息 | 1 | 2 |
| 流動資産合計 | 19,343,308 | 44,268,296 |
| 資産合計 | 19,343,308 | 44,268,296 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 82,920 | 180,469 |
| 未払受託者報酬 | 534 | 1,255 |
| 未払委託者報酬 | 15,088 | 35,490 |
| その他未払費用 | 38 | 109 |
| 流動負債合計 | 98,580 | 217,323 |
| 負債合計 | 98,580 | 217,323 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 20,730,000 | 45,117,413 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,485,272 | △1,066,440 |
| 元本等合計 | 19,244,728 | 44,050,973 |
| 純資産合計 | 19,244,728 | 44,050,973 |
| 負債純資産合計 | 19,343,308 | 44,268,296 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 735,795 | 803,970 |
| 受取利息 | 231 | 676 |
| 有価証券売買等損益 | △1,227,931 | 168,994 |
| 営業収益合計 | △491,905 | 973,640 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 4,072 | 4,992 |
| 委託者報酬 | 115,340 | 141,236 |
| その他費用 | 323 | 428 |
| 営業費用合計 | 119,735 | 146,656 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △611,640 | 826,984 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △611,640 | 826,984 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △611,640 | 826,984 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △150,869 | 41,612 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △1,034,816 | △1,485,272 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 870,585 | 1,137,656 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 870,585 | 330,965 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | 806,691 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 241,710 | 692,987 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | 114,817 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 241,710 | 578,170 |
| 分配金 | 618,560 | 811,209 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,485,272 | △1,066,440 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　特定期間末日の受益権総口数 | 20,730,000口 | 45,117,413口 |
| 2　元本の欠損金額 | 純資産額は元本を1,485,272円下回っております。 | 純資産額は元本を1,066,440円下回っております。 |
| 3　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 0.9284 円<br>(9,284 円) | 0.9764 円<br>(9,764 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（136,987円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（61,861円）、分配準備積立金（562,378円）より、分配対象収益は761,226円（１万口当たり227円）であり、うち134,000円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（117,709円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（58,278円）、分配準備積立金（536,932円）より、分配対象収益は712,919円（１万口当たり225円）であり、うち126,240円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（102,113円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,692円）、分配準備積立金（398,102円）より、分配対象収益は555,907円（１万口当たり235円）であり、うち94,360円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（82,803円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（53,426円）、分配準備積立金（391,930円）より、分配対象収益は528,159円（１万口当たり233円）であり、うち90,520円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（98,500円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（53,426円）、分配準備積立金（384,213円）より、分配対象収益は536,139円（１万口当たり236円）であり、うち90,520円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（71,884円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（86,414円）、分配準備積立金（337,370円）より、分配対象収益は495,668円（１万口当たり239円）であり、うち82,920円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（75,576円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（86,414円）、分配準備積立金（326,334円）より、分配対象収益は488,324円（１万口当たり235円）であり、うち82,920円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（84,089円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（251,086円）、分配準備積立金（270,552円）より、分配対象収益は605,727円（１万口当たり244円）であり、うち99,200円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（107,743円）、有価証券売買等損益（860,353円）、収益調整金（251,086円）、分配準備積立金（255,441円）より、分配対象収益は1,474,623円（１万口当たり594円）であり、うち99,200円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（99,034円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,437,477円）、分配準備積立金（942,523円）より、分配対象収益は2,479,034円（１万口当たり586円）であり、うち168,998円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（158,922円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,599,228円）、分配準備積立金（872,559円）より、分配対象収益は2,630,709円（１万口当たり583円）であり、うち180,422円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（161,921円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,599,870円）、分配準備積立金（851,059円）より、分配対象収益は2,612,850円（１万口当たり579円）であり、うち180,469円（１万口当たり40円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △292,491 |
| 親投資信託受益証券 | 0 |
| 合計 | △292,491 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △1,099,584 |
| 親投資信託受益証券 | 5 |
| 合計 | △1,099,579 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　期首元本額 | 33,170,000 円 | 20,730,000 円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,430,000 円 | 34,817,413 円 |
| 期中一部解約元本額 | 15,870,000 円 | 10,430,000 円 |

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド 米ドルコース　（平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＵＳクラス） | 4,416.000 | 43,206,144 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 4,416.000<br>1<br>98.1% | 43,206,144<br><br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 43,206,144 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 43,182 | 44,054 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 43,182<br>1<br>0.1% | 44,054<br><br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 44,054 | |
| 合計 | | | | 43,250,198 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング債券ファンド 豪ドルコース】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 23,970,812 | 30,379,917 |
| 投資信託受益証券 | 1,089,599,904 | 978,858,046 |
| 親投資信託受益証券 | 981,037 | 972,631 |
| 未収入金 | 4,976,506 | ― |
| 未収利息 | 57 | 72 |
| 流動資産合計 | 1,119,528,316 | 1,010,210,666 |
| 資産合計 | 1,119,528,316 | 1,010,210,666 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 9,305,110 | 8,204,081 |
| 未払解約金 | 1,931,600 | ― |
| 未払受託者報酬 | 26,265 | 28,006 |
| 未払委託者報酬 | 744,261 | 793,459 |
| その他未払費用 | 2,616 | 2,788 |
| 流動負債合計 | 12,009,852 | 9,028,334 |
| 負債合計 | 12,009,852 | 9,028,334 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,163,138,862 | 1,025,510,220 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △55,620,398 | △24,327,888 |
| 元本等合計 | 1,107,518,464 | 1,001,182,332 |
| 純資産合計 | 1,107,518,464 | 1,001,182,332 |
| 負債純資産合計 | 1,119,528,316 | 1,010,210,666 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 44,123,415 | 49,666,945 |
| 受取利息 | 17,788 | 22,750 |
| 有価証券売買等損益 | △53,198,709 | 37,942,710 |
| 営業収益合計 | △9,057,506 | 87,632,405 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 137,259 | 162,852 |
| 委託者報酬 | 3,889,033 | 4,614,100 |
| その他費用 | 13,661 | 16,225 |
| 営業費用合計 | 4,039,953 | 4,793,177 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △13,097,459 | 82,839,228 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △13,097,459 | 82,839,228 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △13,097,459 | 82,839,228 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 16,682,542 | 23,971,486 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 37,660,965 | △55,620,398 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 28,507,236 | 57,844,609 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 24,230,763 | 15,519,198 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,276,473 | 42,325,411 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 48,156,213 | 37,508,183 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 8,152,263 | 26,983,668 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 40,003,950 | 10,524,515 |
| 分配金 | 43,852,385 | 47,911,658 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △55,620,398 | △24,327,888 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　特定期間末日の受益権総口数 | 1,163,138,862口 | 1,025,510,220口 |
| 2　元本の欠損金額 | 純資産額は元本を55,620,398円下回っております。 | 純資産額は元本を24,327,888円下回っております。 |
| 3　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 0.9522 円<br>(9,522 円) | 0.9763 円<br>(9,763 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（6,284,668円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（25,503,920円）、分配準備積立金（37,721,158円）より、分配対象収益は69,509,746円（１万口当たり905円）であり、うち6,139,222円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（5,559,853円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,690,493円）、分配準備積立金（35,814,241円）より、分配対象収益は68,064,587円（１万口当たり902円）であり、うち6,032,783円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（5,932,249円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（35,261,032円）、分配準備積立金（32,357,732円）より、分配対象収益は73,551,013円（１万口当たり906円）であり、うち6,488,463円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（6,354,111円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（50,745,454円）、分配準備積立金（31,478,956円）より、分配対象収益は88,578,521円（１万口当たり901円）であり、うち7,857,437円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（7,298,052円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（58,809,272円）、分配準備積立金（24,666,932円）より、分配対象収益は90,774,256円（１万口当たり904円）であり、うち8,029,370円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（8,021,036円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（73,626,197円）、分配準備積立金（23,135,372円）より、分配対象収益は104,782,605円（１万口当たり900円）であり、うち9,305,110円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（8,054,097円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（74,805,134円）、分配準備積立金（19,435,798円）より、分配対象収益は102,295,029円（１万口当たり899円）であり、うち9,097,015円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（8,857,932円）、有価証券売買等損益（27,338,367円）、収益調整金（77,602,498円）、分配準備積立金（16,296,129円）より、分配対象収益は130,094,926円（１万口当たり1,143円）であり、うち9,103,113円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（6,124,407円）、有価証券売買等損益（49,450,570円）、収益調整金（56,383,370円）、分配準備積立金（26,287,358円）より、分配対象収益は138,245,705円（１万口当たり1,802円）であり、うち6,136,321円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（5,537,208円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（102,585,714円）、分配準備積立金（62,624,580円）より、分配対象収益は170,747,502円（１万口当たり1,800円）であり、うち7,587,632円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（6,855,670円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（111,949,602円）、分配準備積立金（56,046,250円）より、分配対象収益は174,851,522円（１万口当たり1,797円）であり、うち7,783,496円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（7,609,993円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（124,049,176円）、分配準備積立金（52,348,212円）より、分配対象収益は184,007,381円（１万口当たり1,794円）であり、うち8,204,081円（１万口当たり80円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △36,856,411 |
| 親投資信託受益証券 | 1 |
| 合計 | △36,856,410 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △42,332,735 |
| 親投資信託受益証券 | 95 |
| 合計 | △42,332,640 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 期首元本額 | 853,560,930 円 | 1,163,138,862 円 |
| | 期中追加設定元本額 | 811,362,961 円 | 942,326,175 円 |
| | 期中一部解約元本額 | 501,785,029 円 | 1,079,954,817 円 |

（4） 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド 豪ドルコース （平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＡＵクラス） | 100,882.000 | 978,858,046 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 100,882.000<br>1<br>97.8% | 978,858,046<br><br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 978,858,046 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 953,373 | 972,631 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 953,373<br>1<br>0.1% | 972,631<br><br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 972,631 | |
| 合計 | | | | 979,830,677 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 71,539,676 | 71,175,205 |
| 投資信託受益証券 | 2,251,700,092 | 1,973,442,688 |
| 親投資信託受益証券 | 2,242,211 | 2,033,562 |
| 未収利息 | 170 | 168 |
| 流動資産合計 | 2,325,482,149 | 2,046,651,623 |
| 資産合計 | 2,325,482,149 | 2,046,651,623 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 34,997,956 | 33,516,266 |
| 未払解約金 | 6,993,924 | 1,553,740 |
| 未払受託者報酬 | 59,136 | 58,141 |
| 未払委託者報酬 | 1,675,496 | 1,647,253 |
| その他未払費用 | 5,903 | 5,801 |
| 流動負債合計 | 43,732,415 | 36,781,201 |
| 負債合計 | 43,732,415 | 36,781,201 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,692,150,509 | 2,578,174,330 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △410,400,775 | △568,303,908 |
| 元本等合計 | 2,281,749,734 | 2,009,870,422 |
| 純資産合計 | 2,281,749,734 | 2,009,870,422 |
| 負債純資産合計 | 2,325,482,149 | 2,046,651,623 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 203,982,800 | 222,789,840 |
| 受取利息 | 45,529 | 44,578 |
| 有価証券売買等損益 | △497,062,060 | △173,498,634 |
| 営業収益合計 | △293,033,731 | 49,335,784 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 368,864 | 372,718 |
| 委託者報酬 | 10,450,969 | 10,560,205 |
| その他費用 | 36,829 | 37,209 |
| 営業費用合計 | 10,856,662 | 10,970,132 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △303,890,393 | 38,365,652 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △303,890,393 | 38,365,652 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △303,890,393 | 38,365,652 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △21,628,211 | 28,350,468 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 104,305,642 | △410,400,775 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 121,578,318 | 226,907,759 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 86,993,410 | 226,907,759 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 34,584,908 | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 156,984,177 | 186,734,207 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 31,720,277 | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 125,263,900 | 186,734,207 |
| 分配金 | 197,038,376 | 208,091,869 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △410,400,775 | △568,303,908 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　特定期間末日の受益権総口数 | 2,692,150,509口 | 2,578,174,330口 |
| 2　元本の欠損金額 | 純資産額は元本を410,400,775円下回っております。 | 純資産額は元本を568,303,908円下回っております。 |
| 3　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 0.8476 円<br>(8,476 円) | 0.7796 円<br>(7,796 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（27,212,392円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（124,186,003円）、分配準備積立金（125,807,703円）より、分配対象収益は277,206,098円（１万口当たり1,244円）であり、うち28,950,246円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（26,864,835円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（152,920,197円）、分配準備積立金（110,261,041円）より、分配対象収益は290,046,073円（１万口当たり1,248円）であり、うち30,194,399円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（30,666,309円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（187,768,512円）、分配準備積立金（102,116,455円）より、分配対象収益は320,551,276円（１万口当たり1,251円）であり、うち33,303,322円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（33,575,200円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（213,068,738円）、分配準備積立金（94,239,701円）より、分配対象収益は340,883,639円（１万口当たり1,253円）であり、うち35,349,576円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（34,791,708円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（217,102,483円）、分配準備積立金（81,328,452円）より、分配対象収益は333,222,643円（１万口当たり1,265円）であり、うち34,242,877円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（33,285,276円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（234,725,714円）、分配準備積立金（74,059,030円）より、分配対象収益は342,070,020円（１万口当たり1,270円）であり、うち34,997,956円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（34,409,331円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（234,939,190円）、分配準備積立金（68,265,768円）より、分配対象収益は337,614,289円（１万口当たり1,274円）であり、うち34,426,951円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（34,076,695円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（269,061,955円）、分配準備積立金（62,044,320円）より、分配対象収益は365,182,970円（１万口当たり1,283円）であり、うち36,981,083円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（32,907,637円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（260,507,711円）、分配準備積立金（46,434,094円）より、分配対象収益は339,849,442円（１万口当たり1,294円）であり、うち34,116,260円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（33,629,698円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（280,141,360円）、分配準備積立金（39,080,484円）より、分配対象収益は352,851,542円（１万口当たり1,300円）であり、うち35,274,109円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（34,308,978円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（270,643,215円）、分配準備積立金（34,644,667円）より、分配対象収益は339,596,860円（１万口当たり1,307円）であり、うち33,777,200円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（32,979,551円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（272,133,285円）、分配準備積立金（32,692,409円）より、分配対象収益は337,805,245円（１万口当たり1,310円）であり、うち33,516,266円（１万口当たり130円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △170,904,569 |
| 親投資信託受益証券 | △1 |
| 合計 | △170,904,570 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △152,798,786 |
| 親投資信託受益証券 | 198 |
| 合計 | △152,798,588 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　期首元本額 | 2,284,842,728 円 | 2,692,150,509 円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,925,994,802 円 | 1,918,155,681 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,518,687,021 円 | 2,032,131,860 円 |

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース　（平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＢＲクラス） | 259,118.000 | 1,973,442,688 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 259,118.000<br>1<br>98.2% | 1,973,442,688<br><br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 1,973,442,688 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 1,993,298 | 2,033,562 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 1,993,298<br>1<br>0.1% | 2,033,562<br><br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 2,033,562 | |
| 合計 | | | | 1,975,476,250 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング債券ファンド 中国元コース】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 25,383,265 | 10,212,196 |
| 投資信託受益証券 | 784,377,165 | 381,067,675 |
| 親投資信託受益証券 | 866,478 | 390,849 |
| 未収入金 | 3,984,859 | ― |
| 未収利息 | 60 | 24 |
| 流動資産合計 | 814,611,827 | 391,670,744 |
| 資産合計 | 814,611,827 | 391,670,744 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 6,421,503 | 3,026,197 |
| 未払解約金 | 9,431,175 | ― |
| 未払受託者報酬 | 22,514 | 11,327 |
| 未払委託者報酬 | 637,891 | 321,034 |
| その他未払費用 | 2,243 | 1,122 |
| 流動負債合計 | 16,515,326 | 3,359,680 |
| 負債合計 | 16,515,326 | 3,359,680 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 856,200,416 | 403,493,021 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △58,103,915 | △15,181,957 |
| 元本等合計 | 798,096,501 | 388,311,064 |
| 純資産合計 | 798,096,501 | 388,311,064 |
| 負債純資産合計 | 814,611,827 | 391,670,744 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 62,378,775 | 24,645,600 |
| 受取利息 | 17,460 | 8,167 |
| 有価証券売買等損益 | △74,571,187 | 29,810,005 |
| 営業収益合計 | △12,174,952 | 54,463,772 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 207,981 | 87,270 |
| 委託者報酬 | 5,892,663 | 2,472,678 |
| その他費用 | 20,740 | 8,665 |
| 営業費用合計 | 6,121,384 | 2,568,613 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △18,296,336 | 51,895,159 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △18,296,336 | 51,895,159 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △18,296,336 | 51,895,159 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △7,949,589 | 10,911,408 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △47,419,108 | △58,103,915 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 65,881,934 | 29,018,425 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 65,881,934 | 27,136,239 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | 1,882,186 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 8,497,178 | 3,277,067 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | 1,626,212 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 8,497,178 | 1,650,855 |
| 分配金 | 57,722,816 | 23,803,151 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △58,103,915 | △15,181,957 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　特定期間末日の受益権総口数 | 856,200,416口 | 403,493,021口 |
| 2　元本の欠損金額 | 純資産額は元本を58,103,915円下回っております。 | 純資産額は元本を15,181,957円下回っております。 |
| 3　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 0.9321 円<br>(9,321 円) | 0.9624 円<br>(9,624 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（12,790,563円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（26,281,636円）、分配準備積立金（30,739,182円）より、分配対象収益は69,811,381円（１万口当たり391円）であり、うち13,361,448円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（10,219,544円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（22,523,433円）、分配準備積立金（25,908,508円）より、分配対象収益は58,651,485円（１万口当たり388円）であり、うち11,312,904円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（9,556,488円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（20,012,637円）、分配準備積立金（22,167,025円）より、分配対象収益は51,736,150円（１万口当たり388円）であり、うち9,993,923円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（8,188,872円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（18,541,247円）、分配準備積立金（20,211,313円）より、分配対象収益は46,941,432円（１万口当たり381円）であり、うち9,221,030円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（7,171,761円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（15,630,845円）、分配準備積立金（15,165,624円）より、分配対象収益は37,968,230円（１万口当たり384円）であり、うち7,412,008円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（5,699,515円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（14,423,463円）、分配準備積立金（12,499,105円）より、分配対象収益は32,622,083円（１万口当たり381円）であり、うち6,421,503円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（4,844,875円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,357,965円）、分配準備積立金（10,286,127円）より、分配対象収益は27,488,967円（１万口当たり375円）であり、うち5,483,195円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（4,659,713円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,514,747円）、分配準備積立金（8,656,752円）より、分配対象収益は24,831,212円（１万口当たり375円）であり、うち4,957,137円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（3,518,730円）、有価証券売買等損益（6,530,513円）、収益調整金（8,538,465円）、分配準備積立金（6,015,954円）より、分配対象収益は24,603,662円（１万口当たり513円）であり、うち3,592,540円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（2,739,614円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（10,832,803円）、分配準備積立金（10,409,806円）より、分配対象収益は23,982,223円（１万口当たり508円）であり、うち3,539,088円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（2,833,406円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（10,351,872円）、分配準備積立金（8,360,064円）より、分配対象収益は21,545,342円（１万口当たり504円）であり、うち3,204,994円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（2,642,414円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（9,856,890円）、分配準備積立金（7,531,471円）より、分配対象収益は20,030,775円（１万口当たり496円）であり、うち3,026,197円（１万口当たり75円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △18,230,123 |
| 親投資信託受益証券 | △1 |
| 合計 | △18,230,124 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △13,176,496 |
| 親投資信託受益証券 | 37 |
| 合計 | △13,176,459 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　期首元本額 | 2,001,173,557 円 | 856,200,416 円 |
| 期中追加設定元本額 | 138,784,757 円 | 149,619,423 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,283,757,898 円 | 602,326,818 円 |

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド 中国元コース　（平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＣＮクラス） | 39,575.000 | 381,067,675 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 39,575.000<br>1<br>98.1% | 381,067,675<br><br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 381,067,675 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 383,111 | 390,849 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 383,111<br>1<br>0.1% | 390,849<br><br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 390,849 | |
| 合計 | | | | 381,458,524 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 48,887,792 | 37,838,665 |
| 投資信託受益証券 | 1,669,422,863 | 1,188,430,308 |
| 親投資信託受益証券 | 1,902,959 | 1,203,823 |
| 未収入金 | 12,955,381 | ― |
| 未収利息 | 116 | 89 |
| 流動資産合計 | 1,733,169,111 | 1,227,472,885 |
| 資産合計 | 1,733,169,111 | 1,227,472,885 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 17,731,473 | 12,885,013 |
| 未払解約金 | 17,133,538 | 3,014,840 |
| 未払受託者報酬 | 50,596 | 35,046 |
| 未払委託者報酬 | 1,433,538 | 992,944 |
| その他未払費用 | 5,050 | 3,494 |
| 流動負債合計 | 36,354,195 | 16,931,337 |
| 負債合計 | 36,354,195 | 16,931,337 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,866,470,888 | 1,356,317,250 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △169,655,972 | △145,775,702 |
| 元本等合計 | 1,696,814,916 | 1,210,541,548 |
| 純資産合計 | 1,696,814,916 | 1,210,541,548 |
| 負債純資産合計 | 1,733,169,111 | 1,227,472,885 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 173,817,985 | 79,071,730 |
| 受取利息 | 40,568 | 25,858 |
| 有価証券売買等損益 | △359,678,991 | △25,176,725 |
| 営業収益合計 | △185,820,438 | 53,920,863 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 470,919 | 211,674 |
| 委託者報酬 | 13,342,582 | 5,997,310 |
| その他費用 | 47,027 | 21,107 |
| 営業費用合計 | 13,860,528 | 6,230,091 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △199,680,966 | 47,690,772 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △199,680,966 | 47,690,772 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △199,680,966 | 47,690,772 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △15,194,176 | 9,339,175 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 79,756,982 | △169,655,972 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 147,622,347 | 104,280,838 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 144,909,052 | 104,280,838 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,713,295 | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 45,250,928 | 39,276,866 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 14,264,635 | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 30,986,293 | 39,276,866 |
| 分配金 | 167,297,583 | 79,475,299 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △169,655,972 | △145,775,702 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　特定期間末日の受益権総口数 | 1,866,470,888口 | 1,356,317,250口 |
| 2　元本の欠損金額 | 純資産額は元本を169,655,972円下回っております。 | 純資産額は元本を145,775,702円下回っております。 |
| 3　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 0.9091 円<br>(9,091 円) | 0.8925 円<br>(8,925 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（31,394,499円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（120,704,965円）、分配準備積立金（92,237,737円）より、分配対象収益は244,337,201円（１万口当たり695円）であり、うち33,352,795円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（28,449,824円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（122,629,460円）、分配準備積立金（84,039,919円）より、分配対象収益は235,119,203円（１万口当たり687円）であり、うち32,477,604円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（27,686,897円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（118,633,898円）、分配準備積立金（71,740,721円）より、分配対象収益は218,061,516円（１万口当たり686円）であり、うち30,185,927円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（26,229,505円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（124,942,087円）、分配準備積立金（64,819,511円）より、分配対象収益は215,991,103円（１万口当たり679円）であり、うち30,206,036円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（23,173,791円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（97,242,675円）、分配準備積立金（46,981,868円）より、分配対象収益は167,398,334円（１万口当たり681円）であり、うち23,343,748円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（16,050,779円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（74,581,479円）、分配準備積立金（36,093,583円）より、分配対象収益は126,725,841円（１万口当たり678円）であり、うち17,731,473円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（13,422,118円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（63,047,667円）、分配準備積立金（29,075,770円）より、分配対象収益は105,545,555円（１万口当たり675円）であり、うち14,854,139円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（12,092,009円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（52,624,155円）、分配準備積立金（23,240,726円）より、分配対象収益は87,956,890円（１万口当たり675円）であり、うち12,376,913円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（11,170,054円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（59,808,350円）、分配準備積立金（19,889,280円）より、分配対象収益は90,867,684円（１万口当たり674円）であり、うち12,805,190円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（10,192,886円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（69,228,449円）、分配準備積立金（14,445,921円）より、分配対象収益は93,867,256円（１万口当たり669円）であり、うち13,320,455円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（11,311,426円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（70,493,047円）、分配準備積立金（10,385,363円）より、分配対象収益は92,189,836円（１万口当たり661円）であり、うち13,233,589円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（11,441,524円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（69,188,503円）、分配準備積立金（8,062,582円）より、分配対象収益は88,692,609円（１万口当たり653円）であり、うち12,885,013円（１万口当たり95円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △55,899,561 |
| 親投資信託受益証券 | △1 |
| 合計 | △55,899,562 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △53,840,643 |
| 親投資信託受益証券 | 117 |
| 合計 | △53,840,526 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　期首元本額 | 3,831,089,750 円 | 1,866,470,888 円 |
| 期中追加設定元本額 | 751,097,002 円 | 900,462,860 円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,715,715,864 円 | 1,410,616,498 円 |

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース　（平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＩＤクラス） | 133,068.000 | 1,188,430,308 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 133,068.000<br>1<br>98.2% | 1,188,430,308<br><br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 1,188,430,308 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | MHAM短期金融資産マザーファンド | 1,179,988 | 1,203,823 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 1,179,988<br>1<br>0.1% | 1,203,823<br><br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 1,203,823 | |
| 合計 | | | | 1,189,634,131 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【エマージング債券ファンド 資源国通貨コース】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(平成23年12月 9 日現在) | 当期特定期間<br>(平成24年 6 月11日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 27,414,794 | 42,958,951 |
| 投資信託受益証券 | 982,967,832 | 1,281,001,253 |
| 親投資信託受益証券 | 1,011,967 | 1,305,602 |
| 未収入金 | 4,982,769 | ― |
| 未収利息 | 65 | 101 |
| 流動資産合計 | 1,016,377,427 | 1,325,265,907 |
| 資産合計 | 1,016,377,427 | 1,325,265,907 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 11,756,727 | 15,625,708 |
| 未払解約金 | 4,368,000 | 3,807,885 |
| 未払受託者報酬 | 27,380 | 36,022 |
| 未払委託者報酬 | 775,736 | 1,020,614 |
| その他未払費用 | 2,728 | 3,591 |
| 流動負債合計 | 16,930,571 | 20,493,820 |
| 負債合計 | 16,930,571 | 20,493,820 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,175,672,781 | 1,562,570,803 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △176,225,925 | △257,798,716 |
| 元本等合計 | 999,446,856 | 1,304,772,087 |
| 純資産合計 | 999,446,856 | 1,304,772,087 |
| 負債純資産合計 | 1,016,377,427 | 1,325,265,907 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前期特定期間<br>(自 平成23年６月10日<br>至 平成23年12月９日) | 当期特定期間<br>(自 平成23年12月10日<br>至 平成24年６月11日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 98,882,700 | 74,850,510 |
| 受取利息 | 22,222 | 23,767 |
| 有価証券売買等損益 | △271,757,880 | △62,249,211 |
| 営業収益合計 | △172,852,958 | 12,625,066 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 241,141 | 175,793 |
| 委託者報酬 | 6,832,348 | 4,980,734 |
| その他費用 | 24,055 | 17,514 |
| 営業費用合計 | 7,097,544 | 5,174,041 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △179,950,502 | 7,451,025 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △179,950,502 | 7,451,025 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △179,950,502 | 7,451,025 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △17,474,777 | 9,687,535 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 60,230,413 | △176,225,925 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 68,722,552 | 74,065,677 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 64,260,913 | 74,065,677 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,461,639 | － |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 51,959,107 | 78,129,866 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 27,677,730 | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 24,281,377 | 78,129,866 |
| 分配金 | 90,744,058 | 75,272,092 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △176,225,925 | △257,798,716 |

（3）　【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 | 投資信託受益証券・親投資信託受益証券<br><br>同左 |
| 2　収益・費用の計上基準 | 受取配当金<br><br>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 | 受取配当金<br><br>同左<br><br>有価証券売買等損益<br><br>同左 |
| 3　その他 | ―――――――― | 当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成23年12月10日から平成24年6月11日までとなっております。 |
| 4　追加情報 | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。 | ―――――――― |

（貸借対照表に関する注記）

| 項　　目　　期別 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　特定期間末日の受益権総口数 | 1,175,672,781口 | 1,562,570,803口 |
| 2　元本の欠損金額 | 純資産額は元本を176,225,925円下回っております。 | 純資産額は元本を257,798,716円下回っております。 |
| 3　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 0.8501 円<br>(8,501 円) | 0.8350 円<br>(8,350 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1　分配金の計算過程 | 1　分配金の計算過程 |

第7期計算期間（平成23年6月10日から平成23年7月11日）末に、費用控除後の配当等収益（18,654,499円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（50,267,644円）、分配準備積立金（108,573,770円）より、分配対象収益は177,495,913円（１万口当たり922円）であり、うち19,237,325円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第8期計算期間（平成23年7月12日から平成23年8月9日）末に、費用控除後の配当等収益（15,670,157円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（47,717,120円）、分配準備積立金（89,552,679円）より、分配対象収益は152,939,956円（１万口当たり925円）であり、うち16,531,741円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第9期計算期間（平成23年8月10日から平成23年9月9日）末に、費用控除後の配当等収益（14,946,803円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（48,332,707円）、分配準備積立金（80,663,434円）より、分配対象収益は143,942,944円（１万口当たり926円）であり、うち15,528,904円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第10期計算期間（平成23年9月10日から平成23年10月11日）末に、費用控除後の配当等収益（13,686,282円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（48,759,495円）、分配準備積立金（73,010,390円）より、分配対象収益は135,456,167円（１万口当たり925円）であり、うち14,634,217円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第11期計算期間（平成23年10月12日から平成23年11月9日）末に、費用控除後の配当等収益（13,218,766円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（45,614,107円）、分配準備積立金（62,702,980円）より、分配対象収益は121,535,853円（１万口当たり930円）であり、うち13,055,144円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第12期計算期間（平成23年11月10日から平成23年12月9日）末に、費用控除後の配当等収益（10,951,754円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（43,778,608円）、分配準備積立金（54,712,585円）より、分配対象収益は109,442,947円（１万口当たり930円）であり、うち11,756,727円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第13期計算期間（平成23年12月10日から平成24年1月10日）末に、費用控除後の配当等収益（10,213,749円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（41,363,334円）、分配準備積立金（48,237,088円）より、分配対象収益は99,814,171円（１万口当たり930円）であり、うち10,729,357円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第14期計算期間（平成24年1月11日から平成24年2月9日）末に、費用控除後の配当等収益（9,472,770円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（35,265,976円）、分配準備積立金（40,429,931円）より、分配対象収益は85,168,677円（１万口当たり937円）であり、うち9,087,676円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第15期計算期間（平成24年2月10日から平成24年3月9日）末に、費用控除後の配当等収益（9,603,056円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（69,879,879円）、分配準備積立金（35,558,894円）より、分配対象収益は115,041,829円（１万口当たり936円）であり、うち12,290,085円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第16期計算期間（平成24年3月10日から平成24年4月9日）末に、費用控除後の配当等収益（11,334,306円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（84,402,642円）、分配準備積立金（29,758,486円）より、分配対象収益は125,495,434円（１万口当たり934円）であり、うち13,428,600円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第17期計算期間（平成24年4月10日から平成24年5月9日）末に、費用控除後の配当等収益（13,068,902円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（92,232,384円）、分配準備積立金（26,273,818円）より、分配対象収益は131,575,104円（１万口当たり932円）であり、うち14,110,666円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

第18期計算期間（平成24年5月10日から平成24年6月11日）末に、費用控除後の配当等収益（14,286,894円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（105,669,452円）、分配準備積立金（24,643,225円）より、分配対象収益は144,599,571円（１万口当たり925円）であり、うち15,625,708円（１万口当たり100円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（自　平成23年6月10日<br>至　平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自　平成23年12月10日<br>至　平成24年6月11日） |
|---|---|---|
| 1　金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | （1）有価証券<br><br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成23年6月10日 至 平成23年12月9日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △65,686,420 |
| 親投資信託受益証券 | △1 |
| 合計 | △65,686,421 |

当期特定期間（自 平成23年12月10日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 投資信託受益証券 | △82,981,115 |
| 親投資信託受益証券 | 128 |
| 合計 | △82,980,987 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 前期特定期間<br>（自 平成23年6月10日<br>至 平成23年12月9日） | 当期特定期間<br>（自 平成23年12月10日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項　　目 | 前期特定期間<br>（平成23年12月9日現在） | 当期特定期間<br>（平成24年6月11日現在） |
|---|---|---|
| 1　期首元本額 | 2,422,579,641 円 | 1,175,672,781 円 |
| 期中追加設定元本額 | 375,733,295 円 | 1,094,142,412 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,622,640,155 円 | 707,244,390 円 |

（4）　【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

エマージング債券ファンド 資源国通貨コース　（平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＡＢケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（Ｊ ＮＲクラス） | 153,911.000 | 1,281,001,253 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 153,911.000<br>1<br>98.2% | 1,281,001,253<br>99.9% | |
| 投資信託受益証券 合計 | | | | 1,281,001,253 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド | 1,279,752 | 1,305,602 | |
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 1,279,752<br>1<br>0.1% | 1,305,602<br>0.1% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 1,305,602 | |
| 合計 | | | | 1,282,306,855 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

各ファンドは、「AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolio」及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の全額は、「AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolio」の各クラスの受益証券、また「親投資信託受益証券」の全額は、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の受益証券であります。
各ファンドの状況は次の通りであります。

## 1 AB Cayman Master Trust-Emerging Markets Bond Portfolioの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。
なお、本書に添付した同ファンドの財務諸表は、同ファンドの運用会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーから入手した2011年9月30日終了年度に対する原文を委託会社が誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、監査法人による監査は受けておらず、正確性を保証するものではありません。

AB CAYMAN MASTER TRUST — EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

## 年次報告書
## 2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間

*投資明細書*
*2011年9月30日*

*AllianceBernstein Fund*
*AB Cayman Master Trust - Emerging Markets Bond Portfolio*

| | 利率 | 償還日 | 額面価額（単位：千） | | 時価（米ドル） | 純資産比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ソブリン債 | | | | | | |
| Arab Republic of Egypt | 5.75% | 4/29/2020 | USD | 952 | $ 947,240 | 0.3 % |
| Arab Republic of Egypt | 6.88% | 4/30/2040 | | 730 | 682,550 | 0.2 |
| Argentina Bonos | 7.00% | 10/3/2015 | | 4,951 | 4,127,209 | 1.3 |
| Argentina Bonos | 7.82% | 12/31/2033 | EUR | 941 | 721,453 | 0.2 |
| Argentina Bonos, Series NY | 2.50% | 12/31/2038 | USD | 6,165 | 2,080,687 | 0.6 |
| Argentina Bonos, Series X | 7.00% | 4/17/2017 | | 8,714 | 6,590,689 | 2.0 |
| Dominican Republic International Bond | 7.50% | 5/6/2021 | | 248 | 240,560 | 0.1 |
| Dominican Republic International Bond | 8.63% | 4/20/2027 | | 3,129 | 3,254,160 | 1.0 |
| Dominican Republic International Bond | 9.04% | 1/23/2018 | | 665 | 724,788 | 0.2 |
| El Salvador | 7.65% | 6/15/2035 | | 4,402 | 4,269,940 | 1.3 |
| Emirate of Dubai Government International Bonds | 7.75% | 10/5/2020 | | 890 | 890,000 | 0.3 |
| Gabonese Republic | 8.20% | 12/12/2017 | | 2,883 | 3,135,262 | 1.0 |
| Georgia Government International Bond | 6.88% | 4/12/2021 | | 1,661 | 1,619,475 | 0.5 |
| Hungary Government International Bond | 4.75% | 2/3/2015 | | 1,735 | 1,682,950 | 0.5 |
| Hungary Government International Bond | 6.38% | 3/29/2021 | | 5,496 | 5,276,160 | 1.7 |
| Hungary Government International Bond | 7.63% | 3/29/2041 | | 2,192 | 2,115,280 | 0.7 |
| Ivory Coast Government International Bond(a) | 2.50% | 12/31/2032 | | 2,315 | 1,122,775 | 0.4 |
| Jordan Government International Bond | 3.88% | 11/12/2015 | | 920 | 846,400 | 0.3 |
| Mexican Bonos | 5.63% | 1/15/2017 | | 2,536 | 2,821,300 | 0.9 |
| Mexican Bonos | 5.75% | 10/12/2110 | | 1,602 | 1,561,950 | 0.5 |
| Mexican Bonos | 5.95% | 3/19/2019 | | 898 | 1,023,720 | 0.3 |
| Mexican Bonos | 6.05% | 1/11/2040 | | 3,484 | 3,954,340 | 1.2 |
| Mexican Bonos, Series A | 6.75% | 9/27/2034 | | 3,274 | 4,018,835 | 1.2 |
| Nigeria Government International Bond | 6.75% | 1/28/2021 | | 625 | 609,375 | 0.2 |
| Poland Government International Bond | 3.88% | 7/16/2015 | | 4,404 | 4,448,040 | 1.4 |
| Poland Government International Bond | 6.38% | 7/15/2019 | | 4,305 | 4,670,925 | 1.5 |
| Qatar Government International Bond | 5.15% | 4/9/2014 | | 325 | 351,488 | 0.1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Qatar Government International Bond | 5.25% | 1/20/2020 | 870 | 957,000 | 0.3 |
| Qatar Government International Bond | 6.40% | 1/20/2040 | 178 | 214,490 | 0.1 |
| Republic of Belarus | 8.75% | 8/3/2015 | 1,571 | 1,135,048 | 0.4 |
| Republic of Belarus | 8.95% | 1/26/2018 | 775 | 554,125 | 0.2 |
| Republic of Brazil | 5.63% | 1/7/2041 | 720 | 775,800 | 0.2 |
| Republic of Brazil | 5.88% | 1/15/2019 | 805 | 926,555 | 0.3 |
| Republic of Brazil | 6.00% | 1/17/2017 | 655 | 747,683 | 0.2 |
| Republic of Brazil | 7.13% | 1/20/2037 | 2,752 | 3,508,800 | 1.1 |
| Republic of Brazil | 8.25% | 1/20/2034 | 1,895 | 2,662,475 | 0.8 |
| Republic of Brazil | 8.75% | 2/4/2025 | 2,450 | 3,442,250 | 1.1 |
| Republic of Brazil | 8.88% | 10/14/2019 | 1,065 | 1,443,075 | 0.4 |
| Republic of Brazil | 8.88% | 4/15/2024 | 2,057 | 2,936,367 | 0.9 |
| Republic of Brazil | 12.75% | 1/15/2020 | 1,075 | 1,730,750 | 0.5 |
| Republic of Colombia | 4.38% | 7/12/2021 | 2,294 | 2,339,880 | 0.8 |
| Republic of Colombia | 7.38% | 1/27/2017 | 2,928 | 3,491,640 | 1.1 |
| Republic of Colombia | 7.38% | 9/18/2037 | 2,635 | 3,425,500 | 1.1 |
| Republic of Colombia | 8.13% | 5/21/2024 | 3,685 | 4,873,412 | 1.5 |
| Republic of Croatia | 6.38% | 3/24/2021 | 1,555 | 1,407,275 | 0.4 |
| Republic of Croatia | 6.63% | 7/14/2020 | 1,487 | 1,416,367 | 0.4 |
| Republic of Croatia | 6.75% | 11/5/2019 | 1,225 | 1,160,688 | 0.4 |
| Republic of Indonesia | 6.63% | 2/17/2037 | 4,773 | 5,321,895 | 1.7 |
| Republic of Indonesia | 6.88% | 1/17/2018 | 4,895 | 5,494,637 | 1.7 |
| Republic of Indonesia | 7.50% | 1/15/2016 | 671 | 763,263 | 0.2 |
| Republic of Indonesia | 7.75% | 1/17/2038 | 2,049 | 2,566,372 | 0.8 |
| Republic of Indonesia | 8.50% | 10/12/2035 | 1,015 | 1,370,250 | 0.4 |
| Republic of Indonesia | 11.63% | 3/4/2019 | 2,300 | 3,277,500 | 1.0 |
| Republic of Jamaica | 8.00% | 3/15/2039 | 1,391 | 1,335,360 | 0.4 |
| Republic of Lithuania | 6.13% | 3/9/2021 | 825 | 804,375 | 0.3 |
| Republic of Lithuania | 6.75% | 1/15/2015 | 3,204 | 3,336,165 | 1.0 |

## *投資明細書（続き）*

*AllianceBernstein Fund*
*AB Cayman Master Trust - Emerging Markets Bond Portfolio*

| | 利率 | 償還日 | 額面価額（単位：千） | | 時価（米ドル） | 純資産比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Republic of Lithuania | 7.38% | 2/11/2020 | USD | 2,020 | $ 2,181,600 | 0.7 % |
| Republic of Panama | 7.25% | 3/15/2015 | | 1,765 | 2,016,512 | 0.6 |
| Republic of Panama | 8.88% | 9/30/2027 | | 2,629 | 3,759,470 | 1.2 |
| Republic of Panama | 9.38% | 4/1/2029 | | 2,907 | 4,331,430 | 1.3 |
| Republic of Peru | 7.35% | 7/21/2025 | | 3,620 | 4,488,800 | 1.4 |
| Republic of Peru | 8.75% | 11/21/2033 | | 4,000 | 5,690,000 | 1.8 |
| Republic of Philippines | 6.50% | 1/20/2020 | | 3,945 | 4,566,337 | 1.4 |
| Republic of Philippines | 7.50% | 9/25/2024 | | 3,574 | 4,297,735 | 1.3 |
| Republic of Philippines | 9.50% | 10/21/2024 | | 2,576 | 3,593,520 | 1.1 |
| Republic of Philippines | 10.63% | 3/16/2025 | | 730 | 1,104,125 | 0.3 |
| Republic of Serbia | 6.75% | 11/1/2024 | | 1,458 | 1,363,230 | 0.4 |
| Republic of Serbia | 7.25% | 9/28/2021 | | 766 | 709,508 | 0.2 |
| Republic of Turkey | 6.88% | 3/17/2036 | | 5,900 | 6,254,000 | 1.9 |
| Republic of Turkey | 7.00% | 6/5/2020 | | 5,349 | 5,990,880 | 1.9 |
| Republic of Turkey | 7.38% | 2/5/2025 | | 4,499 | 5,134,484 | 1.6 |
| Republic of Turkey | 8.00% | 2/14/2034 | | 1,435 | 1,722,000 | 0.5 |
| Republic of Venezuela | 7.00% | 3/31/2038 | | 190 | 99,750 | 0.0 |
| Republic of Venezuela | 7.65% | 4/21/2025 | | 470 | 265,550 | 0.1 |
| Republic of Venezuela | 12.75% | 8/23/2022 | | 495 | 393,525 | 0.1 |
| Republica Orient Uruguay | 6.88% | 9/28/2025 | | 2,220 | 2,597,400 | 0.8 |
| Republica Orient Uruguay | 7.63% | 3/21/2036 | | 1,335 | 1,642,050 | 0.5 |
| Republica Orient Uruguay(b) | 7.88% | 1/15/2033 | | 975 | 1,209,000 | 0.4 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| Republica Orient Uruguay | 8.00% | 11/18/2022 | 1,963 | 2,443,935 | 0.8 |
| Russian Foreign Bond - Eurobond | 7.50% | 3/31/2030 | 2,672 | 3,003,328 | 0.9 |
| South Africa Government Bond | 5.50% | 3/9/2020 | 4,810 | 5,212,837 | 1.6 |
| South Africa Government Bond | 6.88% | 5/27/2019 | 3,718 | 4,410,477 | 1.4 |
| Sri Lanka Government International Bond | 6.25% | 10/4/2020 | 1,465 | 1,421,050 | 0.4 |
| Sri Lanka Government International Bond | 6.25% | 7/27/2021 | 519 | 502,133 | 0.2 |
| Sri Lanka Government International Bond | 8.25% | 10/24/2012 | 1,025 | 1,071,125 | 0.3 |
| Ukraine Government International Bond | 6.58% | 11/21/2016 | 2,090 | 1,875,775 | 0.6 |
| Ukraine Government International Bond | 6.75% | 11/14/2017 | 2,004 | 1,783,560 | 0.6 |
| Ukraine Government International Bond | 6.88% | 9/23/2015 | 3,189 | 2,949,825 | 0.9 |
| Ukraine Government International Bond | 7.65% | 6/11/2013 | 2,121 | 2,046,765 | 0.6 |
| Ukraine Government International Bond | 7.75% | 9/23/2020 | 1,185 | 1,063,538 | 0.3 |
| Ukraine Government International Bond | 7.95% | 2/23/2021 | 535 | 484,175 | 0.2 |
| （取得原価合計 222,024,406ドル） | | | | 218,885,977 | 67.9 |
| **準ソブリン債** | | | | | |
| Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social | 5.50% | 7/12/2020 | 220 | 227,150 | 0.1 |
| Intergas Finance BV | 6.38% | 5/14/2017 | 2,590 | 2,583,525 | 0.8 |
| Kazakhstan Temir Zholy Finance BV | 6.38% | 10/6/2020 | 2,215 | 2,154,087 | 0.7 |
| KazMunayGas National Co. | 7.00% | 5/5/2020 | 4,702 | 4,702,000 | 1.5 |
| KazMunayGas National Co. | 8.38% | 7/2/2013 | 3,317 | 3,433,095 | 1.1 |
| KazMunayGas National Co. | 9.13% | 7/2/2018 | 4,850 | 5,456,250 | 1.7 |
| Majapahit Holding BV | 7.75% | 10/17/2016 | 365 | 405,150 | 0.1 |
| Majapahit Holding BV | 7.88% | 6/29/2037 | 715 | 779,350 | 0.2 |
| NAK Naftogaz Ukraine | 9.50% | 9/30/2014 | 290 | 273,325 | 0.1 |
| Pemex Project Funding Master Trust | 6.63% | 6/15/2035 | 400 | 429,000 | 0.1 |
| Petroleos de Venezuela SA | 5.38% | 4/12/2027 | 8,165 | 3,735,625 | 1.2 |
| Petroleos de Venezuela SA | 5.50% | 4/12/2037 | 220 | 97,767 | 0.0 |
| Petroleos de Venezuela SA | 8.50% | 11/2/2017 | 6,884 | 4,509,020 | 1.4 |
| Petroleos de Venezuela SA | 12.75% | 2/17/2022 | 520 | 379,600 | 0.1 |
| Petronas Capital Ltd. | 5.25% | 8/12/2019 | 3,214 | 3,510,132 | 1.1 |
| Petronas Capital Ltd. | 7.88% | 5/22/2022 | 3,170 | 4,026,629 | 1.2 |
| Power Sector Assets & Liabilities Management Corp. | 7.25% | 5/27/2019 | 285 | 324,396 | 0.1 |
| Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital SA | 6.30% | 5/15/2017 | 3,695 | 3,648,812 | 1.1 |
| Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital SA | 7.75% | 5/29/2018 | 4,817 | 5,057,850 | 1.6 |

## *投資明細書（続き）*

*AllianceBernstein Fund*
*AB Cayman Master Trust - Emerging Markets Bond Portfolio*

| | 利率 | 償還日 | 額面価額（単位：千） | 時価（米ドル） | 純資産比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital SA | 8.70% | 3/17/2016 | RUB 9,000 | $ 269,729 | 0.1 % |
| Ukreximbank Via Biz Finance PLC | 8.38% | 4/27/2015 | USD 556 | 477,715 | 0.1 |
| Vnesheconombank Via VEB Finance PLC | 5.45% | 11/22/2017 | 5,325 | 5,085,375 | 1.6 |
| Vnesheconombank Via VEB Finance PLC | 6.80% | 11/22/2025 | 4,512 | 4,242,182 | 1.3 |
| Vnesheconombank Via VEB Finance PLC | 6.90% | 7/9/2020 | 3,706 | 3,631,880 | 1.1 |
| （取得原価合計 62,630,239ドル） | | | | 59,439,644 | 18.4 |
| **社債** | | | | | |
| Banco Cruzeiro do Sul SA/Brazil | 8.25% | 1/20/2016 | 200 | 187,554 | 0.1 |
| Bank CenterCredit | 8.63% | 1/30/2014 | 195 | 185,250 | 0.1 |
| Columbus International, Inc. | 11.50% | 11/20/2014 | 840 | 823,200 | 0.2 |
| Digicel Group Ltd. | 10.50% | 4/15/2018 | 100 | 98,500 | 0.0 |
| DTEK Finance BV | 9.50% | 4/28/2015 | 255 | 229,500 | 0.1 |
| Ecopetrol SA | 7.63% | 7/23/2019 | 390 | 454,350 | 0.1 |
| Empresas Publicas de Medellin ESP | 8.38% | 2/1/2021 | COP 2,346,000 | 1,205,090 | 0.3 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Evraz Group SA | 8.25% | 11/10/2015 | USD | 320 | 307,200 | 0.1 |
| Evraz Group SA | 8.88% | 4/24/2013 | | 205 | 207,050 | 0.1 |
| Evraz Group SA | 9.50% | 4/24/2018 | | 300 | 291,000 | 0.1 |
| Gazprom OAO Via Gaz Capital SA | 9.25% | 4/23/2019 | | 1,686 | 1,955,760 | 0.6 |
| GTL Trade Finance, Inc. | 7.25% | 10/20/2017 | | 140 | 146,300 | 0.0 |
| Iirsa Norte Finance Ltd. | 8.75% | 5/30/2024 | | 140 | 160,300 | 0.0 |
| Inkia Energy Ltd. | 8.38% | 4/4/2021 | | 230 | 225,400 | 0.1 |
| Inversiones Alsacia SA | 8.00% | 8/18/2018 | | 715 | 614,202 | 0.2 |
| Marfrig Holding Europe BV | 8.38% | 5/9/2018 | | 317 | 205,574 | 0.1 |
| MIE Holdings Corp. | 9.75% | 5/12/2016 | | 685 | 568,403 | 0.2 |
| Mobile TeleSystems Finance SA | 8.00% | 1/28/2012 | | 102 | 102,510 | 0.0 |
| Noble Group Ltd. | 6.75% | 1/29/2020 | | 300 | 264,000 | 0.1 |
| Novatek Finance Ltd. | 6.60% | 2/3/2021 | | 210 | 203,177 | 0.1 |
| Pacnet Ltd. | 9.25% | 11/9/2015 | | 200 | 176,000 | 0.1 |
| Petrobras International Finance Co. - Pifco | 5.75% | 1/20/2020 | | 585 | 607,230 | 0.2 |
| Renaissance Securities Trading Ltd. | 11.00% | 4/21/2016 | | 347 | 294,947 | 0.1 |
| Sberbank of Russia Via SB Capital SA | 6.47% | 7/2/2013 | | 210 | 217,350 | 0.1 |
| Severstal OAO Via Steel Capital SA | 9.75% | 7/29/2013 | | 390 | 401,700 | 0.1 |
| Southern Copper Corp. | 7.50% | 7/27/2035 | | 550 | 595,017 | 0.2 |
| TNK-BP Finance SA | 7.88% | 3/13/2018 | | 185 | 192,400 | 0.1 |
| Vale Overseas Ltd. | 6.88% | 11/21/2036 | | 480 | 517,728 | 0.1 |
| Vedanta Resources PLC | 8.75% | 1/15/2014 | | 1,298 | 1,265,550 | 0.4 |
| Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd. OJSC | 7.75% | 2/2/2021 | | 200 | 195,000 | 0.1 |
| Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd. OJSC | 9.13% | 4/30/2018 | | 340 | 328,100 | 0.1 |
| VTB Bank OJSC Via VTB Capital SA | 6.88% | 5/29/2018 | | 2,845 | 2,873,450 | 0.9 |
| Winsway Coking Coal Holding Ltd. | 8.50% | 4/8/2016 | | 675 | 486,000 | 0.1 |
| （取得原価合計 18,092,096ドル） | | | | | 16,584,792 | 5.2 |
| **政府機関債** | | | | | | |
| Eskom Holdings SOC Ltd. | 5.75% | 1/26/2021 | | 200 | 205,346 | 0.1 |
| Export-Import Bank of Korea | 4.38% | 9/15/2021 | | 903 | 850,587 | 0.3 |
| MDC-GMTN B.V. | 5.50% | 4/20/2021 | | 425 | 442,620 | 0.1 |
| （取得原価合計 1,519,617ドル） | | | | | 1,498,553 | 0.5 |
| **国際機関債** | | | | | | |
| Eurasian Development Bank | 7.38% | 9/29/2014 | | 210 | 214,196 | 0.1 |
| （取得原価合計 223,775ドル） | | | | | | |
| **国債** | | | | | | |
| Peruvian Government International Bond | 7.84% | 8/12/2020 | PEN | 480 | 196,033 | 0.1 |
| （取得原価合計 193,887ドル） | | | | | | |

## *投資明細書（続き）*

*AllianceBernstein Fund*
*AB Cayman Master Trust - Emerging Markets Bond Portfolio*

| | 利率 | 償還日 | 額面価額（単位：千） | | 時価（米ドル） | 純資産比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **地方債** | | | | | | |
| Provincia De Cordoba | 12.38% | 8/17/2017 | USD | 165 | $ 145,200 | 0.0 % |
| （取得原価合計 169,950ドル） | | | | | 296,964,395 | 92.2 |
| **投資有価証券合計** | | | | | | |
| （取得原価合計 304,853,970ドル） | | | | | $ 296,964,395 | 92.2 % |
| **その他の資産、負債控除後** | | | | | 25,271,660 | 7.8 |
| **純資産** | | | | | $ 322,236,055 | 100.0 % |

(a)デフォルト

(b)現物払い（PIK）

用語説明：

OJSC ― Open Joint Stock Company（公開型株式会社）

通貨略称:
COP ― コロンビア・ペソ
EUR ― ユーロ
PEN ― ペルー・ヌエボ・ソル
RUB ― ロシア・ルーブル

財務諸表に対する注記を参照してください。

| 国別内訳* | |
|---|---|
| ロシア | 10.9% |
| ブラジル | 6.8% |
| インドネシア | 6.6% |
| トルコ | 6.5% |
| カザフスタン | 6.3% |
| コロンビア | 5.3% |
| メキシコ | 4.7% |
| アルゼンチン | 4.6% |
| フィリピン | 4.4% |
| ウクライナ | 3.8% |
| ペルー | 3.8% |
| パナマ | 3.4% |
| 南アフリカ | 3.3% |
| ベネズエラ | 3.2% |
| ポーランド | 3.1% |
| ハンガリー | 3.1% |
| ウルグアイ | 2.7% |
| マレーシア | 2.5% |
| リトアニア | 2.1% |
| エルサルバドル | 1.4% |
| ドミニカ共和国 | 1.4% |
| クロアチア | 1.3% |
| ガボン | 1.1% |
| スリランカ | 1.0% |
| セルビア・モンテネグロ | 0.7% |
| ベラルーシ | 0.6% |

| 社債の業種別内訳** | |
|---|---|
| 政府機関－政府保証なし | 19.5% |
| 銀行 | 21.4% |
| 基礎産業 | 25.4% |
| コミュニケーション－メディア | 5.0% |
| コミュニケーション－通信 | 5.4% |
| 電気 | 8.6% |
| エネルギー | 5.8% |
| その他金融 | 2.4% |
| その他製造業 | 2.8% |
| 運輸－サービス | 3.7% |
| 合計 | 100.0% |

| | |
|---|---|
| エジプト | 0.6% |
| グルジア | 0.5% |
| カタール | 0.5% |
| ジャマイカ | 0.5% |
| アラブ首長国連邦 | 0.4% |
| インド | 0.4% |
| コートジボワール | 0.4% |
| 中国 | 0.4% |
| 韓国 | 0.3% |
| ヨルダン | 0.3% |
| バルバドス | 0.3% |
| チリ | 0.2% |
| ナイジェリア | 0.2% |
| 香港 | 0.1% |
| イスラエル | 0.1% |
| ルクセンブルク | 0.1% |
| 国際機関 | 0.1% |
| アイルランド | 0.0% |
| 合計 | 100.0% |

* すべてのデータは2011年9月30日現在。国別内訳は投資額全体に対する比率で表示されており、時間の経過と共に変動することがあります。
** すべてのデータは2011年9月30日現在。社債の業種別内訳は、社債投資全体に対する比率で表示されており、時間の経過と共に変動することがあります。

## 資産負債計算書

2011年9月30日

| | | |
|---|---|---|
| **資産** | | |
| 投資有価証券、評価額（取得原価 304,853,970ドル） | $ | 296,964,395 |
| 現金 | | 17,069,831 |
| 外国為替、評価額（取得原価 25,217ドル） | | 24,787 |
| 未収売却受益証券 | | 12,144,916 |
| 未収配当金・利息 | | 5,514,387 |
| 未収売却投資有価証券 | | 3,060,879 |
| 先物為替予約に係る未実現評価益 | | 2,270,033 |
| その他資産 | | 77,244 |
| 資産合計 | | 337,126,472 |
| **負債** | | |
| 未払い購入投資有価証券 | | 8,306,521 |
| 先物為替予約に係る未実現評価損 | | 5,566,202 |
| 未払い受益証券買戻し | | 568,628 |
| 未払い配当金 | | 36 |
| 未払い費用及びその他の負債 | | 449,030 |
| 負債合計 | | 14,890,417 |
| 純資産 | $ | **322,236,055** |

| クラス | | 純資産 | 発行済受益証券数 | | 純資産価額 | | 販売通貨建て純資産価額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| JAU | $ | 10,417,991 | 92,551 | $ | 112.56 | JPY | 8,682 |
| JBR | $ | 27,884,814 | 274,022 | $ | 101.76 | JPY | 7,849 |
| JCN | $ | 13,975,844 | 121,170 | $ | 115.34 | JPY | 8,896 |
| JID | $ | 35,323,436 | 315,992 | $ | 111.79 | JPY | 8,622 |
| JJP | $ | 3,849,811 | 30,604 | $ | 125.79 | JPY | 9,703 |
| JNR | $ | 15,265,674 | 147,384 | $ | 103.58 | JPY | 7,989 |
| JUS | $ | 256,493 | 2,214 | $ | 115.85 | JPY | 8,936 |
| US | $ | 215,261,992 | 21,914,540 | $ | 9.82 | $ | 9.82 |

*財務諸表に対する注記を参照してください。*

**AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO**

## 運用計算書

**2010年12月20日*から2011年9月30日までの期間**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **投資利益** | | | | |
| 受取利息 | $ | 10,728,755 | $ | 10,728,755 |
| **費用** | | | | |
| 投資運用報酬 | | 1,465,379 | | |
| 管理報酬 | | 8,853 | | |
| 監査 | | 88,129 | | |
| 保管報酬 | | 48,828 | | |
| 管理事務代行報酬 | | 38,781 | | |
| 名義書換代行報酬 | | 33,168 | | |
| 設立費用 | | 14,211 | | |
| 信託報酬 | | 11,745 | | |
| 法務費用 | | 10,000 | | |
| その他費用 | | 5,000 | | |
| 費用合計 | | | | 1,724,094 |
| 投資純利益 | | | | 9,004,661 |
| **投資及び外国為替取引による実現利益（損失）及び未実現利益（損失）** | | | | |
| 実現純利益（損失）： | | | | |
| 投資取引 | | | | (631,309) |
| 外国為替取引 | | | | 1,205,083 |
| 未実現評価益（評価損）の純変動： | | | | |
| 投資 | | | | (7,889,575) |
| 外貨建て資産及び負債 | | | | (3,303,814) |
| 投資及び外国為替取引の純損失 | | | | (10,619,615) |
| **運用による純資産の純減** | | | **$** | **(1,614,954)** |

**運用開始日*

*財務諸表に対する注記を参照してください。*

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

# 純資産変動計算書

| | 2010年12月20日*から<br>2011年9月30日までの期間 |
|---|---|
| **運用による純資産の増加（減少）** | |
| 投資純利益 | $ 9,004,661 |
| 投資及び外国為替取引の実現純利益 | 573,774 |
| 投資及び外貨建て資産及び負債の未実現評価益（評価損）の純変動 | (11,193,389) |
| 運用による純資産の純減 | (1,614,954) |
| **受益証券保有者への分配** | |
| 投資純利益 | |
| クラス JAU | (730,089) |
| クラス JBR | (3,283,141) |
| クラス JCN | (1,233,394) |
| クラス JID | (2,998,096) |
| クラス JJP | (159,212) |
| クラス JNR | (2,137,098) |
| クラス JUS | (14,592) |
| クラス US | (5,686,767) |
| **ユニット取引** | |
| 売却 | 438,547,302 |
| 買戻し（手数料313,362ドルを控除後） | (104,140,636) |
| 再投資 | 5,686,732 |
| 増加合計 | 322,236,055 |
| **純資産** | |
| 期首 | -0- |
| 期末 | **$ 322,236,055** |

**運用開始日*
*財務諸表に対する注記を参照してください。*

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

# 財務諸表に対する注記

## 2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間

### 1. 組織

AB Cayman Master Trust（以下「トラスト」）は、2010年11月11日に設立されたオープンエンド型の適用除外アンブレラ・ユニット・トラストで、ケイマン諸島信託法（2009年修正）に従って2010年12月14日に提出された補足信託証書で修正されています。2010年12月20日に運用を開始しました。Emerging Markets Bond Portfolio（以下「ポートフォリオ」）は、トラストの独立したシリーズで、2011年9月30日現在、唯一のシリーズです。ポートフォリオの登録オフィスは、ブラウン・ブラザーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託者」）気付で、住所はPO Box 2330, Butterfield House,

Fort Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islandsです。ポートフォリオの投資目標は、主に米ドル建てエマージング市場債への投資による値上がり益とインカム・ゲインからのトータル・リターンの最大化を図ることです。ポートフォリオが投資目標を達成する、あるいは投資リターンをあげることは保証できません。
ポートフォリオは、ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法（2009年修正）により、ミューチュアル・ファンドとして規制を受けており、よってケイマン諸島金融管理局の規制対象となっています。
現在ポートフォリオには8つのユニット・クラスがあります（注記3）。オーストラリアドル（AUD）建てのクラスJAU、ブラジル・レアル（BRL）建てのクラスJBR、人民元（CNY）建てのクラスJCN、インドネシア・ルピア（IDR）建てのクラスJID、日本円（JPY）建てのクラスJJP、南アフリカ・ランド（ZAR）建てのクラスJNR、米ドル建てのクラスJUS、米ドル建てのクラスUSです。ユニットが販売されている各通貨を販売通貨（以下「販売通貨」）と呼びます。クラスJAU、JBR、JCN、JID、JJP、JNR、JUSの販売通貨は日本円です。クラスUSの販売通貨は米ドルです。
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが、管理会社及び投資顧問会社（以下「管理会社及び投資顧問会社」）を務めています。
ポートフォリオは2030年12月31日に終了しますが、管理会社及び投資顧問会社が受託者と協議の上、この日以前にポートフォリオを終了するのが受益証券保有者にとって最善の利益であると判断する場合はこれに限りません。

2. 重要な会計方針

***作成の基準***

これらの財務諸表は、米国会計基準（以下「米国GAAP」）に従って作成されており、米ドルで表示してあります。

***投資有価証券の評価***

取引所に上場されている有価証券は、評価が決定する営業日の取引終了時のコンソリデーテッド・テープに反映される終値で評価されます。当該日に取引がなければ、当該日の買い気配値と売り気配値の中間で評価されます。当該日の呼び値が存在しない場合は、管理会社及び投資顧問会社による、あるいはこれによって確立された手続に従った公正価値で誠実に評価されます。店頭市場で取引されている有価証券は、取引所に上場されているものの、主な市場は店頭市場とみなされているものも含め（ただし、ナスダック証券取引所（以下「ナスダック」）に上場されているものを除く）、直近の買い気配値と売り気配値の中間で評価されます。ナスダックに上場されている有価証券は、ナスダック公式終値に従って評価されます。
満期までの期間が60日以下の米国債及びその他の債務証券は、元々の期間が60日以下の場合は償却原価で評価され、元々の期間が60日を超える場合は、満期の61日前の公正価値を償却して評価されます（ただしいずれの場合も、管理会社及び投資顧問会社によって確立された手続により、この方法が公正価値を表示していないと決定される場合を除きます）。
確定利付き証券は、当該証券の市場価格を反映した、プライシング・サービスが提供する価格に基づいて評価されることがあります（その価格が当該有価証券の公正価値を反映していると考えられる場合）。プライシング・サービスが提供する価格は、機関投資家規模、類似の証券グループにおける取引、特定の有価証券に関する動向など多くの要因を考慮に入れています。管理会社及び投資顧問会社が適切なプライシング・サービスが存在しないと判断した有価証券については、買い気配値あるいはかかる証券の主要ブローカー・ディーラーからのスプレッドに基づいて評価されることがあります。

---

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

モーゲージ担保証券及び資産担保証券は、当該証券の市場価値を反映し、債券プライシング・サービスから入手した価格、あるいは当該証券の市場価値を反映し、当該証券の一社以上の主要ブローカー・ディーラーから入手した価格（公正市場価値を反映していると考えられる場合）で評価されることがあります。ブローカー・ディーラーの気配値を入手できる場合、管理会社及び投資顧問会社は、市場イールドまたはスプレッドの変動を用いて、直近に入手した証券に関する買い気配値を日々調整する手続を確立することがあります。
他のすべての有価証券は、管理会社及び投資顧問会社によって確立された手続に従って定められた、すぐに入手可能な気配値に従って評価されます。特別な状況による、かかる評価が実行不可能あるいは不適切になる場合、管理会社及び投資顧問会社はポートフォリオ資産を公正に評価するために、他の規則に慎重かつ誠実に従うことができます。

***先物為替予約***

先物為替予約は、約定日の先物予約レートと、報告日の先物レートの間の差額として評価されます。

***現金及び現金相当物***

ポートフォリオでは、すべての流動性の高い投資で、当初の満期が現金相当物のように90日未満であるものとみなしています。

***外貨換算***

外国通貨建ての投資有価証券及びその他の資産・負債は、評価日に米ドルに換算されます。外貨建ての投資有価証券の売買、収入及び費用項目は、各取引日に米ドルに換算されます。
ポートフォリオは運用成績について、証券投資に関わる為替レートの変動によるものと、保有有価証券の市場価格の変動によるものを分けていません。かかる変動は、運用計算書において実現投資純利益（損失）及び未実現投資純利益（損失）に含まれています。
通貨に係る実現純利益（損失）は、外国通貨の売却、有価証券取引の取引日と決済日の間の実現為替差益（差損）、ポートフォリオに計上される配当金及び利息と実際の受取額または支払額の米ドル相当額との差によるものです。

***収益の認識***

有価証券取引は、取引日ベースで計上されます。受取配当金及び支払分配金は、配当落ち日、分配落ち日に認識されます。受取利息及び支払利息は、発生主義で認識されます。実現投資利益（損失）は先入れ先出し法で計上されます。投資に対して実現の見込みがある割引、及びプレミアムは、実効利率法を用いて各投資の残存期間にわたって償却されます。

***所得税***

所得税の不確実性に関する会計処理についての米国GAAPの要件に従い、経営陣は今後税務調査が入る可能性があるすべての税務年度についてポートフォリオの税務ポジションを分析し、ポートフォリオの財務諸表では所得税に対する引当金は必要ないと結論付けています。

ポートフォリオには、現行のケイマン諸島税法による税金は課されていませんが、ポートフォリオは投資先の国から税金を課されることがあります。かかる税金は通常、獲得もしくは還流したインカム・ゲインあるいはキャピタル・ゲインに基づいています。税金は、投資純利益、実現純利益、未実現純利益（損失）が生じた際に、これに対して発生、適用されます。

***見積りの使用***

米国GAAPに従う財務諸表の作成は、財務諸表の日付現在の資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益及び費用の報告金額に影響を及ぼす、見積り及び仮定を行うことを経営陣に要求します。実際はこれらの見積りと異なる結果となることがあります。

***免責条項ならびに保証***

通常の業務において、ポートフォリオは免責条項ならびに保証を含む契約を締結しています。将来、ポートフォリオに対してこの契約が履行されるような事象が発生する可能性があります。このような契約の下でポートフォリオが負う最大のリスクは不明です。これは、トラストにまだ発生していない事象に対して、将来的に権利申立が行われる可能性があるためです。

***設立費用***

ポートフォリオの運用開始日に、設立費91,455米ドルが発生しました。

---

**AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO**

3. ユニット取引

***ユニットとは***

各ユニットは、ポートフォリオの共有受益持分を表しています。その結果、ポートフォリオの終了時点での受益証券保有者への支払額は、関連ユニット・クラスに帰属する純資産持分を、その時点でのすべての発行済ユニット・クラスで割ったものに相当します。

管理会社及び投資顧問会社は現在、受益証券保有者の同意なしで、特定のクラスの投資家のニーズに合わせて、あるいは市場慣行や特定の地域での要件合わせるために、手数料体系や申し込みに関する要件が異なる、様々なユニット・クラスを販売しており、将来も販売する可能性があります。管理会社及び投資顧問会社はポートフォリオのユニットの販売に関する責任を、販売会社（以下「販売会社」）に委譲することがあります。期末時点で、管理会社及び投資顧問会社は販売会社を指名していません。

***ユニットの初回申し込み***

ユニットは当初1単位当たり、クラスUSは10米ドル、クラスJAU、JBR、JCN、JID、JJP、JNR、JUSは10,000円で売り出されました。

ポートフォリオの潜在投資家が購入可能な最低持分が100,000米ドルを下回らないことを条件に、初回及びその後の最低投資額は、1,000米ドル、あるいは日本円での1,000米ドル相当額となっています。

管理会社及び投資顧問会社は、いかなるときでも任意に、特定の国や領域に居住する、あるいは設立されている投資家に対するユニットの発行を一時中止、無期限停止あるいは制限することがあります。また必要があれば、管理会社及び投資顧問会社は、受益証券保有者全体ならびにポートフォリオの保護を目的に、特定の投資家によるユニットの取得を禁止することがあります。

***ユニットの初回以降の申し込み***

ユニットは、取引日にそれぞれのユニットあたり純資産価額（適用される販売手数料を加算）で、販売通貨で購入することができます。純資産価額はポートフォリオの通貨で算出され、他の販売通貨建ての純資産価額は、各営業日に適用される換算レートに基づいて決定されます。別途定められていなければ、純資産価額は、各取引日の評価時点（米東部時間午後4時）で決定されます。

***ユニットの買戻し***

受益証券保有者は、取り消し不能の買戻注文をファックスまたはメールで管理事務代行会社に送付することで、取引日にユニットを換金することができます。買戻代金（買戻価格から0.30%の手数料を差し引いた金額）の支払いが、純買戻金額に適用されます。

管理会社及び投資顧問会社は、いずれの取引日にも、通常の状況においてその日に買戻しを求めている受益証券保有者が迅速に買戻ししできるよう、各クラスについて適切なレベルの流動性が維持されるよう努めます。ただし、取引日にその時点でのポートフォリオの発行済受益証券の10%を超える買戻し請求を受けている場合には、管理会社及び投資顧問会社はユニットの買戻しを制限することがあり、この場合、比例配分で換金することがあります。このような制限は、買戻しを請求した受益証券保有者に通知されます。また特定の状況では、受託者が管理会社及び投資顧問会社と協議の上、受益証券保有者の換金に対す

る権利を凍結することがあります。

***販売***

管理会社及び投資顧問会社は、2011年1月より、受益証券保有者に対する毎月22日（以下「記録日」）時点での毎月の分配金を宣言します。管理会社及び投資顧問会社は、ポートフォリオの1)各ユニット・クラスに帰属する純利益、2)通貨管理に起因する特定のユニット・クラスのリターンにあたるすべての金額、あるいはほぼ同じ金額を毎月の分配金として宣言し、これを支払います。管理会社及び投資顧問会社は、実現利益及び未実現利益を支払分配金に含めるかどうか、あるいはどの程度含めるかを決定します。また関連するユニット・クラスに帰属する利用可能な資本を支払うかどうか、あるいはどの程度支払うかを決定します。管理会社及び投資顧問会社は、先に述べたリターンの源泉により特定の分配金を支払うことができる範囲において、各ユニット・クラスについて毎月、比較的安定な分配利率を維持するよう務めるつもりです。

---

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間のユニット取引は、以下のとおりです。

| | ユニット数 | 金額 |
|---|---|---|
| | 2011年9月30日<br>終了期間 | 2011年9月30日<br>終了期間 |
| クラスJAU | | |
| 販売ユニット | 127,203 $ | 15,514,996 |
| 換金ユニット | (34,652) | (4,443,773) |
| **純増** | **92,551 $** | **11,071,223** |
| クラスJBR | | |
| 販売ユニット | 348,893 $ | 42,624,023 |
| 換金ユニット | (74,871) | (9,575,470) |
| **純増** | **274,022 $** | **33,048,553** |
| クラスJCN | | |
| 販売ユニット | 198,963 $ | 23,854,336 |
| 換金ユニット | (77,793) | (9,398,759) |
| **純増** | **121,170 $** | **14,455,577** |
| クラスJID | | |
| 販売ユニット | 402,535 $ | 48,897,271 |
| 換金ユニット | (86,543) | (10,813,639) |
| **純増** | **315,992 $** | **38,083,632** |
| クラスJJP | | |
| 販売ユニット | 56,494 $ | 6,865,600 |
| 換金ユニット | (25,890) | (3,274,212) |
| **純増** | **30,604 $** | **3,591,388** |
| クラスJNR | | |
| 販売ユニット | 257,409 $ | 31,067,294 |
| 換金ユニット | (110,025) | (13,819,120) |
| **純増** | **147,384 $** | **17,248,174** |
| クラスJUS | | |
| 販売ユニット | 3,380 $ | 404,397 |
| 換金ユニット | (1,166) | (141,972) |
| **純増** | **2,214 $** | **262,425** |
| クラスUS* | | |
| 販売ユニット | 26,608,149 $ | 269,319,385 |
| 配当金及び分配金の再投資で発行されたユニット | 562,477 | 5,686,732 |
| 換金ユニット | (5,256,086) | (52,673,691) |
| **純増** | **21,914,540 $** | **222,332,426** |

*2011年1月31日に運用開始日。

2011年9月30日現在、1つの投資家がポートフォリオ純資産の67%を保有しています。ポートフォリオの大部分を保有している投資家の取引は、他の投資家に影響を及ぼすことがあります。

4. 手数料及び費用

***信託報酬***

受託者は、当初の1回限りの設定手数料10,000米ドルを受け取りました。受託者は、ポートフォリオの資産から年間15,000米ドルの手数料、またポートフォリオに代わって受託者が負担する当座払い費用を受け取ります。
2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、ポートフォリオは信託報酬11,745米ドルを負担しました。2011年9月30日現在、これは全額未払いのままで、資産負債計算書の未払い費用及びその他の負債に含まれています。

---

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

***管理報酬及び投資顧問報酬***

管理会社及び投資顧問会社には、管理会社としてのサービスに対してポートフォリオ資産から、年間50,000米ドル、もしくは日々のポートフォリオの平均純資産の年率0.01%のいずれか低い額の報酬の支払いを受ける権利があります（以下「管理報酬」）。
管理会社及び投資顧問会社には、投資顧問会社としてのサービスに対してポートフォリオ資産から、日々のポートフォリオの平均純資産の年率0.75%の報酬の支払いを受ける権利があります（以下「投資運用報酬」）。
2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、投資運用報酬1,465,379米ドル、管理報酬8,853米ドルが発生しました。このうち216,703米ドル、945米ドルが未払いで、資産負債計算書の未払い費用及びその他の負債に計上されました。

***管理事務代行報酬、名義書換代行報酬、保管報酬***

ポートフォリオに関するファンド会計管理サービスに対して、管理事務代行会社ならびに名義書換代行会社には、ポートフォリオの資産から、当該月の末日から30日以内の後払いで毎月、報酬の支払いを受ける権利があります。ファンド会計管理サービスに対する報酬には名義書換代行報酬が含まれ、これは年間10,000米ドルに、ユニット・クラスあたり1,000米ドル及びその他の取引手数料を加えたものです。2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、管理事務代行報酬38,781米ドル、名義書換代行報酬33,168米ドルが発生しました。2011年9月30日現在、これらは全額未払いとなっており、資産負債計算書の未払い費用及びその他の負債に計上されています。
保管契約に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーが、引渡しを受けて保有している資産について、ポートフォリオの保管受託銀行（以下「保管受託銀行」）を務めています。保管受託銀行には、同意した取引手数料の支払いを受け、ポートフォリオの資産から立て替え費用の支払いを受ける権利があり、当該月の末日から30日以内の後払いで毎月支払われます。2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、保管報酬48,828米ドルが発生しました。2011年9月30日現在、これらは全額未払いとなっており、資産負債計算書の未払い費用及びその他の負債に計上されています。

5. 金融デリバティブ商品

ポートフォリオは、収益の獲得及びリターンの向上、ポートフォリオならびにユニット・クラスのリスク特性のヘッジや調整、従来型の直接投資の代替、他ではアクセスできない市場のエクスポージャーの獲得を目的に、金融デリバティブを利用しています。また以下の「通貨取引」で説明するように、外国通貨に直接投資する手段としてヘッジ以外の目的でデリバティブを利用することがあります。
ポートフォリオのデリバティブ契約には、オフバランス・リスクが生じることがあります。オフバランス・リスクが存在するのは、特定の投資で考えられる最大損失額が、資産負債計算書に反映されている当該投資の価値を上回る場合です。
特定のデリバティブ契約では、ポートフォリオの純資産が定められた比率を上回って減少した場合、あるいはポートフォリオが契約における他の信用リスクの偶発的条件を満たすことができず、カウンターパーティーに対する純負債の支払いが加速するような場合、店頭デリバティブのカウンターパーティーによる担保の要求や満期前のデリバティブ契約の終了が認められています。
ポートフォリオが利用している主なデリバティブは以下のとおりです。

***先物為替予約***

2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、ポートフォリオはヘッジ目的の投資として、また指定通貨、あるいは以下に示すように各ユニット・クラスでの米ドルに対する通貨のエクスポージャーをとるために、先物為替契約を結びました。

- クラスJAU：クラスJAUに帰属する純資産価額の米ドル建てエクスポージャーのほぼ100%相当額（未実現為替差損益を除く）の豪ドルで、米ドルに対する先物為替予約を購入。
- クラスJBR：クラスJBRに帰属する純資産価額の米ドル建てエクスポージャーのほぼ100%相当額（未実現為替差損益を除く）のブラジル・レアルで、米ドルに対する先物為替予約を購入。

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

- クラスJCN：クラスJCNに帰属する純資産価額の米ドル建てエクスポージャーのほぼ100%相当額（未実現為替差損益を除く）の人民元で、米ドルに対する先物為替予約を購入。
- クラスJID：クラスJIDに帰属する純資産価額の米ドル建てエクスポージャーのほぼ100%相当額（未実現為替差損益を除く）のインドネシア・ルピアで、米ドルに対する先物為替予約を購入。
- クラスJJP：クラスJJPに帰属する純資産価額の米ドル建てエクスポージャーのほぼ100%相当額（未実現為替差損益を除く）の日本円で、米ドルに対する先物為替予約を購入。
- クラスJNR：クラスJNRに帰属する純資産価額の米ドル建てエクスポージャーのほぼ100%相当額（未実現為替差損益を除く）のほぼ等加重ベースの南アフリカ・ランド、ブラジル・レアル、豪ドルで、米ドルに対する先物為替予約を購入。市場の動きやその他の要因により、南アフリカ・ランド、ブラジル・レアル、豪ドルのウエートは変動します。
- クラスJUS：先物為替予約はなし。
- クラスUS：先物為替予約はなし。

先物為替契約は、取り決めた先物レートで将来期日に外貨を購入、または売却する契約です。
未決済先物為替契約の評価額の変動は、先物為替予約に係る未実現評価益（評価損）として、資産負債計算書に計上されています。また外貨建て資産及び負債の未実現評価益（評価損）の純変動として、運用計算書に計上されています。
カウンターパーティーが契約条件を履行できない可能性、また米ドルに対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じることがあります。米ドル建ての額面あるいは契約額は、ポートフォリオのその為替契約に対するエクスポージャーを示しています。

2011年9月30日現在、ポートフォリオの未決済先物為替契約は以下のとおりです。

先物為替予約

| 購入 | 純資産比率 | | | 未実現評価益（評価損） |
|---|---|---|---|---|
| 評価益を計上した契約 | 0.04 | % | $ | 139,320 |
| 評価損を計上した契約 | (1.71) | | | (5,515,258) |
| **売却** | | | | |
| 評価益を計上した契約 | 0.66% | % | $ | 2,130,713 |
| 評価損を計上した契約 | (0.01) | | | (50,944) |
| **先物為替予約合計** | (1.02) | % | $ | (3,296,169) |

***通貨取引***

ポートフォリオは、為替ヘッジあり、または為替ヘッジなしで、米ドル以外の通貨の有価証券に投資しています。ポートフォリオは、先物為替予約などの通貨デリバティブなどを利用して通貨のロングまたはショート・ポジションをとって、投資機会を探し求めています。ポートフォリオは、外貨価値が上昇または下落すると予想されるものの、その通貨の有価証券を保有しておらず、魅力的な投資機会が存在していない場合に、投資機会を求めて取引します。管理会社及び投資顧問会社が、外貨建て有価証券への直接投資よりも効率性が高いと考える場合にも、このような取引が利用されています。

2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、ポートフォリオは種類別で以下のデリバティブを保有していました。

| | 資産デリバティブ | | 負債デリバティブ | |
|---|---|---|---|---|
| デリバティブの種類 | 資産負債計算書の項目 | 公正価値 | 資産負債計算書の項目 | 公正価値 |
| 先物為替予約 | 先物為替予約に係る未実現評価益 | $ 2,270,033 | 先物為替予約に係る未実現評価損 | $ 5,566,202 |
| 合計 | | $ 2,270,033 | | $ 5,566,202 |

| デリバティブの種類 | デリバティブの利益（損失）の項目 | デリバティブの実現利益（損失） | 未実現評価益（評価損）の変動 |
|---|---|---|---|
| 先物為替予約 | 先物為替取引に係る実現純利益（損失）；外貨建て資産及び負債の未実現評価益（評価損）の純変動 | $ 1,225,253 | $ (3,296,169) |
| 合計 | | $ 1,225,253 | $ (3,296,169) |

2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間に、投資目的の先物為替予約の平均月次元本は2,904,255米ドルでした。

## 6. 公正価値測定

ASC 820に従い、公正価値を、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却によって受け取る金額、もしくは負債を譲渡する際に支払う金額と定義しています。ASC 820はまた、資産、負債の評価に対するインプットの透明性に基づき、公正価値測定の枠組み及び3段階の階層を設けています。インプットは観測可能なものも、観測不可能なものもあり、概ね市場参加者が資産もしくは負債の価格決定において用いるものと想定しています。

観測可能なインプットは、ポートフォリオとは関係のない情報源からの市場データに基づいて、市場参加者が資産もしくは負債の価格決定において用いるものと想定しています。観測不可能なインプットは、その状況において最良の入手可能な情報に基づいて策定した、市場参加者が資産もしくは負債の価格決定において用いるという想定についてのポートフォリオ独自の想定を反映しています。各投資は、全体の評価にとって重要なインプットの観測可能性に基づいて分類されます。

インプットの3つのレベルの階層は以下のとおりです。

- レベル1－活発な市場における同一投資の市場価格。
- レベル2－その他の重要な観測可能なインプット（同様の投資の市場価格、金利、期限前償還速度、信用リスク等が含まれます）。
- レベル3－重要な観測不可能なインプット（投資の公正価値の決定におけるポートフォリオ独自の想定が含まれます）。

債券などの債務や店頭デリバティブの公正価値は通常、市場の気配値、直近の市場取引（観測可能な場合）、もしくは業界で認められたモデルに基づいており、レベル2に分類されます。レベル2の評価のインプットは観測可能で、活発な市場における同様の投資の指し値、金利、利率、イールドカーブ、オプション調整済スプレッド、デフォルト率、クレジットスプレッド、その他公正価値の算出に織り込まれる関連キャッシュフローを見積るための有価証券独自の特徴が含まれます。これらのインプットが測定不可能で、公正価値にとって重要であれば、レベル3に分類されます。

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

以下の表は、2011年9月30日現在の公正価値の階層に従ってポートフォリオの投資の評価を要約したものです。

| 投資有価証券 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| ソブリン債 | $ -0- | $ 218,885,977 | $ -0- | $ 218,885,977 |
| 準ソブリン債 | -0- | 59,439,644 | -0- | 59,439,644 |
| 社債 | -0- | 16,584,792 | -0- | 16,584,792 |
| 政府機関債 | -0- | 1,498,553 | -0- | 1,498,553 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国際機関債 | -0- | 214,196 | -0- | 214,196 |
| 国債 | -0- | 196,033 | -0- | 196,033 |
| 地方債 | -0- | 145,200 | -0- | 145,200 |
| 投資有価証券合計 | -0- | 296,964,395 | -0- | 296,964,395 |
| **その他金融商品*** | | | | |
| **資産** | | | | |
| 先物為替予約 | -0- | 2,270,033 | -0- | 2,270,033 |
| **負債** | | | | |
| 先物為替予約 | -0- | (5,566,202) | -0- | (5,566,202) |
| **合計** | **$ -0-** | **$ 293,668,226** | **$ -0-** | **$ 293,668,226** |

*その他の金融商品は先物、先渡し、スワップ契約などのデリバティブ商品で、未実現評価損益で評価されています。
期末である2011年9月30日現在、レベル1、レベル2、レベル3の有価証券に移動はありませんでした。*

## 7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間のポートフォリオの財務成績を示しています。
1株当たりの業績及び比率は、2010年12月20日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間の平均発行済受益証券ならびに平均純資産に基づいて算出されています。クラスUSについては、1株当たり業績比率は2011年1月31日（運用開始日）から2011年9月30日までの期間の平均発行済受益証券ならびに平均純資産に基づいて算出されています。
受益証券保有者の業績は、ユニット取引のタイミング、及び各ユニット・クラスの指定通貨の通貨管理によって変動することがあります。トータル・リターンは、期間中の1口当たり純資産価額の変動に基づいて算出されています。これには分配金の再投資が含まれ、年率換算はされていません。
平均純資産に対する比率は、設立費用を除き、年率換算されています。

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| | クラスJAU<br>2010年12月20日*～<br>2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.45 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | (1.88) |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | 2.57 |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (9.43) |
| 配当金及び分配金合計 | (9.43) |

| | |
|---|---|
| 期末の純資産価額 | **$112.56** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | (6.34)% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $10,418 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.90% |
| 投資純利益 | 4.50% |

**運用開始日。*

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| | クラスJBR<br>2010年12月20日*～<br>2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.43 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | (6.61) |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | (2.18) |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (15.48) |
| 配当金及び分配金合計 | (15.48) |
| 期末の純資産価額 | **$101.76** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | (10.98)% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $27,885 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.91% |
| 投資純利益 | 4.53% |

*運用開始日。

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| | クラスJCN<br>2010年12月20日*～<br>2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.29 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | 0.05 |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | 4.34 |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (8.42) |
| 配当金及び分配金合計 | (8.42) |
| 期末の純資産価額 | **$115.34** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | (4.56)% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $13,976 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.90% |
| 投資純利益 | 4.54% |

*運用開始日。

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| | クラスJID<br>2010年12月20日*～<br>2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額. | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.44 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | (1.52) |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | 2.92 |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (10.55) |
| 配当金及び分配金合計 | (10.55) |
| 期末の純資産価額 | **$111.79** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | (5.98)% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $35,323 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.89% |
| 投資純利益 | 4.56% |

*運用開始日。

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| クラスJJP |
|---|

| | 2010年12月20日*～2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.35 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | 6.95 |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | 11.30 |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (4.93) |
| 配当金及び分配金合計 | (4.93) |
| 期末の純資産価額 | $125.79 |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | 0.93% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $3,850 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.92% |
| 投資純利益 | 4.47% |

*運用開始日。

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| | クラスJNR<br>2010年12月20日*～2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.35 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | (8.76) |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | (4.41) |
| **配当金及び分配金の控除** | |

| | |
|---|---|
| 投資純利益からの配当 | (11.43) |
| 配当金及び分配金合計 | (11.43) |
| 期末の純資産価額 | **$103.58** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | (12.19)% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $15,266 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.91% |
| 投資純利益 | 4.51% |

*運用開始日。

## AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

| | クラスJUS<br>2010年12月20日*～<br>2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $119.42 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 4.26 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | (2.90) |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | 1.36 |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (4.93) |
| 配当金及び分配金合計 | (4.93) |
| 期末の純資産価額 | **$115.85** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | (6.87)% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $256 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.92% |
| 投資純利益 | 4.54% |

*運用開始日。

**AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO**

| | クラスUS<br>2011年1月31日*～<br>2011年9月30日 |
|---|---|
| 期首の純資産価額 | $10.00 |
| **投資運用による利益** | |
| 投資純利益 | 0.32 |
| 投資及び外国為替取引による実現純利益（損失）及び未実現純利益（損失） | (0.15) |
| 投資運用による純資産価額の純増（純減） | 0.17 |
| **配当金及び分配金の控除** | |
| 投資純利益からの配当 | (0.35) |
| 配当金及び分配金合計 | (0.35) |
| 期末の純資産価額 | **$9.82** |
| **トータル・リターン** | |
| 純資産価額に基づくトータル・リターン | 1.68% |
| **比率及び補足データ** | |
| 期末の純資産（千口） | $215,262 |
| 平均純資産に対する比率 | |
| 費用 | 0.86% |
| 投資純利益 | 4.65% |

*運用開始日。

## 8. ポートフォリオへの投資に伴うリスク

***通貨リスク***

ポートフォリオの原投資は、表示通貨とは異なるいくつかの通貨で行われることがあります。よって、このような原投資の為替変動が、ポートフォリオのユニットの純資産価額に大きな影響を及ぼすことがあります。特定の通貨でのポートフォリオの投資は、他のいくつかの通貨に対するその通貨の価値の変動というリスクを伴います。通貨の価値に影響を及ぼす可能性がある要因は、貿易収支、短期金利の水準、同様の資産における通貨間での相対価値の差異、投資及びキャピタル・ゲインの長期的な機会、政治動向などです。ポートフォリオでは、米ドル以外の通貨の資産の比率は制限されていません。

***カントリー・リスク－エマージング市場***

ポートフォリオは、エマージング市場の発行体の有価証券に投資しています。このためポートフォリオは、先進国市場の発行体の持分証券のみに投資するポートフォリオと比べて、価格の変動性が大きく、流動性が大幅に低くなることがあります。エ

マージング市場の発行体の有価証券への投資には、通常、先進国市場の発行体の有価証券への投資に関連するものに加えて、以下のような大きなリスクを伴います。(i) 取引高が少ないか、または取引がないため、先進国の資本市場の同様の発行体の有価証券と比べて、流動性が不足し、かかる有価証券の価格の変動性が高まること、(ii) 不透明な国家政策や、社会、政治、経済面の不安定性によって、資産没収、没収課税、高インフレ、不利な外交動向の可能性が高まること、(iii) 為替レートの変動の可能性、法制度の違い、また為替管理、保管上の制約、その他の法規制が、かかる投資に適用されること、(iv) 国家政策により、国益に左右されやすいと思われる発行体や業種への投資の制限などポートフォリオの投資機会が制限される可能性、(v) 個人投資、海外投資、個人資産を統治する法体系が不足している、あるいは法体系の整備が比較的初期の段階にあることです。

---

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

他にエマージング市場の発行体への投資に関連するリスクとしては、有価証券の発行体に関する公開情報が入手しにくいこと、決済実務が先進国市場とは異なるため資産の損失や窃取からのポートフォリオの保護が遅れたり、十分でなかったりすること、企業や業種の国有化及び没収課税の可能性、外国の税金の課税などがあります。エマージング市場の有価証券への投資では、通貨交換コスト、特定のエマージング市場ではブローカー手数料が高いこと、外国の保管銀行に有価証券を預ける費用により、費用が高くなることもあります。エマージング市場の発行体は、会計、監査、財務報告に関して先進国市場の企業と同様の基準や要件に従っていないことがあります。一部のエマージング市場諸国では、財務報告基準が大きく異なります。このため、PERなど先進国市場で用いられている従来からの投資指標は、特定のエマージング市場では適用されないことがあります。

***デリバティブ・リスク***

ポートフォリオはデリバティブを用いることができますが、これは、その価値が裏付けとなる原資産、参照レート、指数の価値によって決まる、あるいはこれらの価値に由来する金融契約です。管理会社及び投資顧問会社は、他のリスクの低減を狙った戦略の一環としてデリバティブを用いることがあります。しかしながら、通常ポートフォリオは、利益の獲得、利回りの向上、ポートフォリオの分散化を目的にデリバティブを直接投資として用います。カウンターパーティーの信用リスクなどの他のリスクに加えて、デリバティブは、価格決定や評価が困難となるリスク、デリバティブの価値の変動が関係する原資産、レート、指数と完全に連動しないことがあるリスクを伴います。

***市場リスク***

市場リスクとは、金利や為替レートの変動、投資ポジションの価格変動などの市場の動きによって投資ポジションの価値が変動する可能性のことです。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引されている市場のボラティリティや流動性によって直接影響を受けます。ポートフォリオは、エクスポージャーの分散、ポジション規模の制限、関連有価証券やデリバティブ金融商品のヘッジなど様々な方法で市場リスクを管理しようとしています。市場のリスクの管理能力は、流動性の状況、相対価格、ボラティリティ、投資ポジションとそのヘッジに用いられている商品との相関などによって制限されることがあります。

***信用リスク***

信用リスクとは、カウンターパーティーが債務を履行できない、あるいは担保価値が不十分になるリスクです。ポートフォリオは、カウンターパーティーとのクレジット・エクスポージャー、及びその信用度を監視して、信用リスクを最小限に抑えようとしています。

***オフバランス・リスク***

ポートフォリオは、オフバランス・リスクを伴う投資契約を結ぶことができます。オフバランス・リスクが存在するのは、特定の投資で考えられる最大損失額が、資産負債計算書に反映されている当該投資の価値を上回る場合です。オフバランス・リスクは通常、デリバティブ金融商品の使用から生じます。

**9. 最近の会計に関する表明**

2011年5月、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」）は、米国GAAPと国際財務報告基準（以下「IFRS」）における、公正価値の測定及び公正価値の測定に関する情報の開示に関する規定を共通化するための会計基準アップデート（以下「ASU」）を公表しました。この修正は、米国GAAPならびにIFRSに従って作成された財務諸表に表示、開示されている公正価値の測定の比較可能性を向上させるためのものです。このASUは、2011年12月15日以降に開始する中間期または会計年度から適用されます。現在、経営陣はこのASUの影響を判断している最中で、財務諸表への影響はまだわかりません。

**10. 後発事象**

経営陣は、財務諸表が公表される2012年1月11日までにポートフォリオに生じる可能性がある後発事象について評価しました。

2011年10月1日から2012年1月11日までの間の受益証券の申込額は64,570,695米ドル、換金額は65,493,180米ドルでした。
また2011年9月30日以降、Global High Income Equityという新たなシリーズがトラスト内に設けられました。

AB CAYMAN MASTER TRUST-EMERGING MARKETS BOND PORTFOLIO

## ２ ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンドの状況

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区 分 | （平成24年6月11日現在） |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 31,702,026 |
| 国債証券 | 259,937,676 |
| 未収利息 | 27,369 |
| 流動資産合計 | 291,667,071 |
| 資産合計 | 291,667,071 |
| | |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 29,992,830 |
| 流動負債合計 | 29,992,830 |
| 負債合計 | 29,992,830 |
| | |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 256,505,522 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 5,168,719 |
| 元本等合計 | 261,674,241 |
| 純資産合計 | 261,674,241 |
| 負債純資産合計 | 291,667,071 |

### (2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | （自 平成23年7月1日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| １ 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券<br>原則として時価で評価しております。 |
| ２ 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項　　目　　期別 | （平成24年6月11日現在） |
|---|---|
| 1　計算期間末日の受益権総口数 | 256,505,522口 |
| 2　期末１口当たりの純資産の額<br>（期末１万口当たりの純資産の額） | 1.0202 円<br>(10,202 円) |

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | （自 平成23年7月1日<br>至 平成24年6月11日） |
|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。<br>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br><br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br><br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br><br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | （平成24年6月11日現在） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | （1）有価証券<br><br>国債証券<br>①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券<br>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。<br><br>②時価が入手できなかった有価証券<br>適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。<br><br>（2）コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成23年7月1日 至 平成24年6月11日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 国債証券 | 1,896 |
| 合計 | 1,896 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項　目 ＼ 期別 | （平成24年6月11日現在） |
|---|---|
| 1　親投資信託の期首における元本額 | 532,661,207 円<br>（平成23年7月1日） |
| 期中追加設定元本額 | 129,461,016 円 |
| 期中一部解約元本額 | 405,616,701 円 |
| 2　期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額 | |
| 期末元本額 | 256,505,522 円 |
| MHAMライフ ナビゲーション インカム | 2,002,296 円 |
| MHAMライフ ナビゲーション ２０２０ | 2,002,197 円 |

| | |
|---|---|
| MHAMライフ ナビゲーション ２０３０ | 2,001,099 円 |
| MHAMライフ ナビゲーション ２０４０ | 2,001,199 円 |
| 米国ハイイールド債券ファンド 円コース | 29,817,617 円 |
| 米国ハイイールド債券ファンド 米ドルコース | 6,894,027 円 |
| 米国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース | 34,827,044 円 |
| 米国ハイイールド債券ファンド 南アフリカランドコース | 3,917,698 円 |
| 米国ハイイールド債券ファンド ブラジルレアルコース | 109,438,547 円 |
| グローバルマクロ・ストラテジックアルファ・ラップ | 980,489 円 |
| エマージング債券ファンド 円コース | 794,627 円 |
| エマージング債券ファンド 米ドルコース | 43,182 円 |
| エマージング債券ファンド 豪ドルコース | 953,373 円 |
| エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース | 1,993,298 円 |
| エマージング債券ファンド 中国元コース | 383,111 円 |
| エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース | 1,179,988 円 |
| エマージング債券ファンド 資源国通貨コース | 1,279,752 円 |
| 通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 円コース | 3,534,263 円 |
| 通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース | 40,252 円 |
| 通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース | 2,945,219 円 |
| 通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルレアルコース | 28,470,450 円 |
| グローバル好配当株式ファンド 円コース | 392,504 円 |
| グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース | 2,551,271 円 |
| グローバル好配当株式ファンド ブラジルレアルコース | 14,718,870 円 |
| グローバル好配当株式ファンド 中国元コース | 95,183 円 |
| グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース | 735,944 円 |
| グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース | 1,913,454 円 |
| グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース | 598,568 円 |

## （3） 附属明細表

### 第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM短期金融資産マザーファンド （平成24年6月11日現在）

| 種類 | 通 貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国債証券 | | | | | |
| | 日本・円 | 第２６５回国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,992,770 | |
| | | 第２６９回国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,992,683 | |
| | | 第２７０回国庫短期証券 | 20,000,000 | 19,995,320 | |
| | | 第２７５回国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,992,846 | |
| | | 第２７６回国庫短期証券 | 20,000,000 | 19,995,220 | |
| | | 第２７７回国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,992,854 | |
| | | 第２７９回国庫短期証券 | 20,000,000 | 19,995,236 | |
| | | 第２８３回国庫短期証券 | 40,000,000 | 39,990,452 | |
| | | 第２８４回国庫短期証券 | 10,000,000 | 9,997,615 | |
| | | 第２８６回国庫短期証券 | 30,000,000 | 29,992,680 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 日本・円<br>小計 | 銘柄数<br>組入時価比率 | 260,000,000<br>10<br>99.3% | 259,937,676<br><br>100.0% | |
| 国債証券 合計 | | | | 259,937,676 | |
| 合計 | | | | 259,937,676 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## ２ 【ファンドの現況】

**【純資産額計算書】（平成24年6月29日現在）**

**エマージング債券ファンド 円コース**

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 958,403,085 |
| Ⅱ 負債総額（円） | 55,899,190 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 902,503,895 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 865,820,349 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 1.0424 |

**エマージング債券ファンド 米ドルコース**

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 44,769,427 |
| Ⅱ 負債総額（円） | 20,401 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 44,749,026 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 45,129,570 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 0.9916 |

**エマージング債券ファンド 豪ドルコース**

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 1,034,861,175 |
| Ⅱ 負債総額（円） | 16,773,572 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 1,018,087,603 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 1,012,234,736 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 1.0058 |

**エマージング債券ファンド ブラジルレアルコース**

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 1,914,699,642 |
| Ⅱ 負債総額（円） | 10,818,314 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 1,903,881,328 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 2,454,569,916 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 0.7756 |

**エマージング債券ファンド 中国元コース**

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 386,980,325 |
| Ⅱ 負債総額（円） | 11,203,845 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 375,776,480 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 383,265,127 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 0.9805 |

**エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース**

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 1,195,704,158 |

| | |
|---|---|
| Ⅱ 負債総額（円） | 12,521,138 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 1,183,183,020 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 1,311,199,935 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 0.9024 |

エマージング債券ファンド 資源国通貨コース

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 1,268,969,115 |
| Ⅱ 負債総額（円） | 2,279,659 |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 1,266,689,456 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 1,494,997,250 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 0.8473 |

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

| | |
|---|---|
| Ⅰ 資産総額（円） | 282,328,854 |
| Ⅱ 負債総額（円） | ― |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）（円） | 282,328,854 |
| Ⅳ 発行済口数（口） | 276,737,538 |
| Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円） | 1.0202 |

# 第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部　【委託会社等の情報】

## 第１　【委託会社等の概況】

### １　【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | | |
|---|---|---|
| 平成24年６月末日現在 | 資本金 | 20億4,560万円 |
| | 発行する株式の総数 | 200万株 |
| | 発行済株式の総数 | 1,052,070株 |

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成24年６月末日現在)

① 会社の組織図

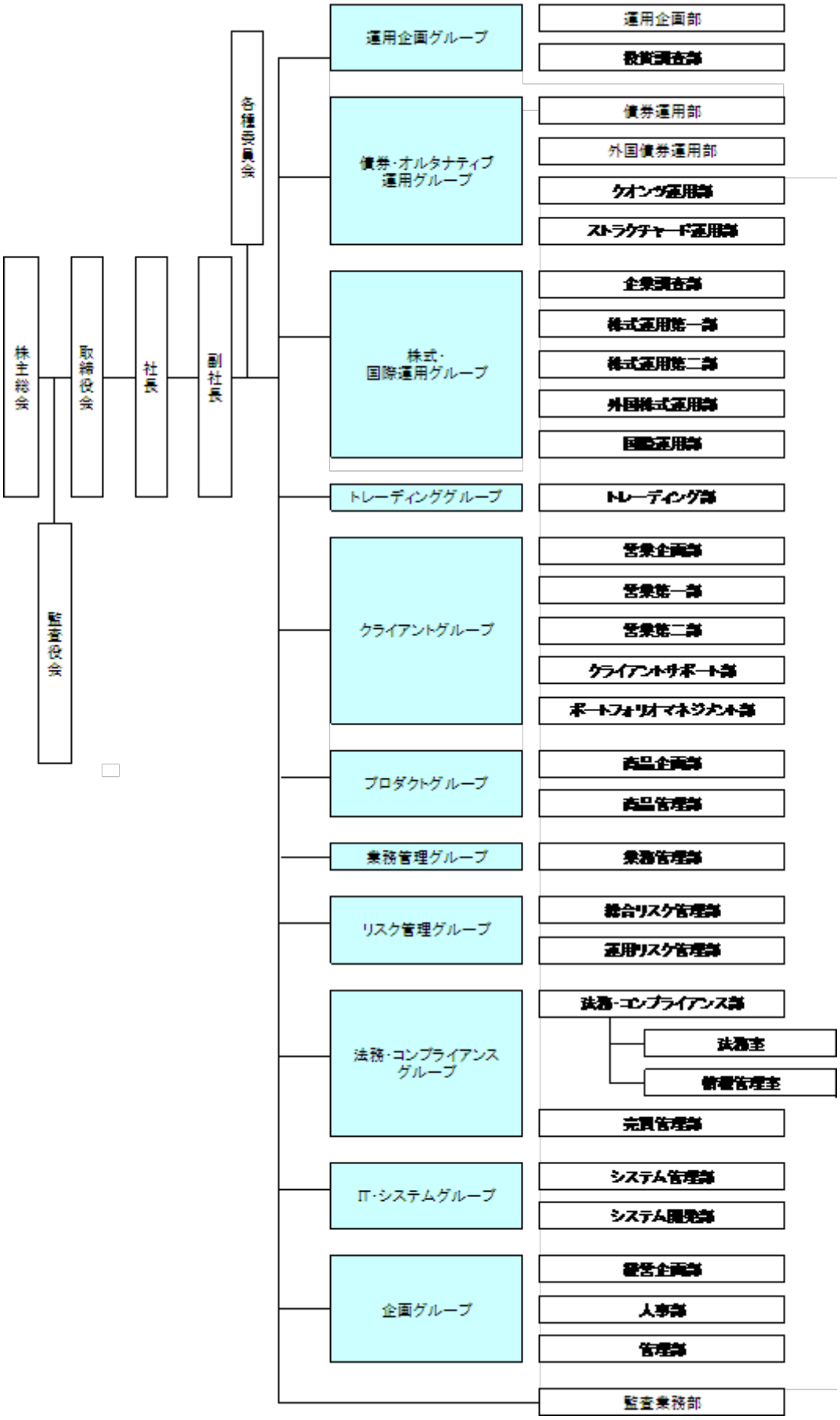


② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年6月29日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(円) |
|---|---|---|
| 追加型公社債投資信託 | 15 | 257,842,251,989 |
| 追加型株式投資信託 | 229 | 1,694,119,530,468 |
| 追加型金銭信託受益権投資信託 | 12 | 14,783,787,297 |
| 単位型株式投資信託 | 28 | 37,038,031,435 |
| 合計 | 284 | 2,003,783,601,189 |

## ３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２　当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

（単位：　千円）

| | 前事業年度<br>(平成23年３月31日) | 当事業年度<br>(平成24年３月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 17,848,912 | 17,783,929 |
| 有価証券 | - | 21,231 |
| 前払費用 | 91,124 | 83,988 |
| 未収入金 | 51,199 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,635,237 | 1,597,501 |
| 未収運用受託報酬 | 526,034 | 585,270 |
| 繰延税金資産 | 263,378 | 179,026 |
| その他流動資産 | 228,835 | 143,681 |
| 貸倒引当金 | △ 884 | △ 873 |
| 流動資産合計 | 20,643,837 | 20,393,755 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 207,834 | 186,195 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 115,354 | 109,225 |
| リース資産（純額） | 8,058 | 5,462 |
| 有形固定資産合計 | ※１　331,247 | ※１　300,883 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 12,747 | 12,747 |
| ソフトウェア | 454 | 22 |
| その他無形固定資産 | 260 | 188 |
| 無形固定資産合計 | ※１　13,461 | ※１　12,957 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 4,190,463 | 4,016,768 |
| 長期差入保証金 | 559,445 | 519,439 |
| 会員権 | 19,500 | 19,500 |
| 繰延税金資産 | 207,457 | 171,873 |
| その他 | 140,554 | 206,164 |
| 投資その他の資産合計 | 5,117,421 | 4,933,746 |
| 固定資産合計 | 5,462,130 | 5,247,586 |
| 資産合計 | 26,105,968 | 25,641,342 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 285,398 | 31,986 |
| リース債務 | 4,084 | 3,228 |

| | | |
|---|---|---|
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,207 | 978 |
| 未払償還金 | 32,283 | 29,951 |
| 未払手数料 | 693,495 | 694,169 |
| その他未払金 | 26,013 | 11,378 |
| 未払金合計 | 753,001 | 736,476 |
| 未払費用 | 1,085,250 | 1,035,938 |
| 未払法人税等 | 461,816 | 108,951 |
| 未払消費税等 | 127,164 | 67,343 |
| 賞与引当金 | 362,900 | 368,000 |
| その他流動負債 | 4,510 | 4,950 |
| 流動負債合計 | 3,084,126 | 2,356,876 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 13,548 | 10,319 |
| 長期未払金 | 585 | - |
| 役員退職慰労引当金 | 124,019 | 154,212 |
| 時効後支払損引当金 | 22,848 | 16,105 |
| その他固定負債 | 11,477 | 2,520 |
| 固定負債合計 | 172,478 | 183,157 |
| 負債合計 | 3,256,604 | 2,540,034 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 6,083,517 | 6,365,928 |
| 利益剰余金合計 | 16,216,701 | 16,499,113 |
| 株主資本合計 | 22,978,776 | 23,261,188 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 129,413 | △ 159,879 |
| 評価・換算差額等合計 | △ 129,413 | △ 159,879 |
| 純資産合計 | 22,849,363 | 23,101,308 |
| 負債純資産合計 | 26,105,968 | 25,641,342 |

(2) 【損益計算書】

（単位： 千円）

| | 前事業年度<br>(自 平成22年４月１日<br>至 平成23年３月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年４月１日<br>至 平成24年３月31日) |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 15,714,059 | 16,509,688 |
| 運用受託報酬 | 2,105,654 | 2,214,102 |
| 営業収益合計 | 17,819,713 | 18,723,790 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 7,221,248 | 7,741,676 |
| 広告宣伝費 | 217,500 | 170,580 |
| 公告費 | 1,613 | 370 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 851,875 | 845,471 |
| 委託調査費 | 3,481,162 | 3,754,952 |
| 図書費 | 7,175 | 7,007 |
| 調査費合計 | 4,340,213 | 4,607,430 |
| 委託計算費 | 189,795 | 194,940 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 57,494 | 51,878 |
| 印刷費 | 197,595 | 167,656 |
| 協会費 | 15,614 | 16,750 |
| 諸会費 | 2,538 | 2,639 |
| その他 | 45,376 | 36,815 |
| 営業雑経費合計 | 318,620 | 275,740 |
| 営業費用合計 | 12,288,994 | 12,990,738 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 140,726 | 141,717 |
| 給料手当 | 2,223,520 | 2,220,149 |
| 賞与 | 330,317 | 326,160 |
| 給料合計 | 2,694,564 | 2,688,027 |
| 交際費 | 275 | 275 |
| 旅費交通費 | 72,288 | 67,641 |
| 租税公課 | 53,128 | 49,669 |
| 不動産賃借料 | 500,251 | 445,713 |
| 退職給付費用 | 185,741 | 167,804 |
| 福利厚生費 | 378,153 | 408,303 |
| 賞与引当金繰入 | 362,900 | 368,000 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 33,409 | 34,592 |
| 固定資産減価償却費 | 76,786 | 69,347 |
| 諸経費 | 348,764 | 303,377 |
| 一般管理費合計 | 4,706,262 | 4,602,752 |
| 営業利益 | 824,456 | 1,130,299 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 1,653 | 1,672 |
| 有価証券利息 | 39 | - |
| 受取利息 | 13,971 | 11,553 |
| 有価証券解約益 | 6,289 | 4,113 |
| 有価証券償還益 | 479 | 2,019 |
| 時効到来償還金等 | 18,752 | 2,169 |
| 雑収入 | 61,172 | 10,602 |
| 営業外収益合計 | 102,359 | 32,131 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券解約損 | 5,719 | 15,045 |

| | | |
|---|---|---|
| 有価証券償還損 | 8 | - |
| ヘッジ会計に係る損失 | 11,980 | 850 |
| 時効後支払損引当金繰入額 | 8,108 | 19,679 |
| 雑損失 | 18,507 | 15,036 |
| 営業外費用合計 | 44,323 | 50,611 |
| 経常利益 | 882,491 | 1,111,819 |
| 特別利益 | | |
| 受取和解金 | 458,469 | 120,735 |
| 特別利益合計 | 458,469 | 120,735 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 32,118 | 34,011 |
| 投資有価証券売却損 | 32,800 | 47,986 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 13,083 | - |
| 和解費用 | 45,425 | 2,335 |
| 減損損失 | - | ※１ 11,358 |
| 特別損失合計 | 123,427 | 95,692 |
| 税引前当期純利益 | 1,217,534 | 1,136,863 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 573,776 | 376,959 |
| 法人税等調整額 | △ 73,074 | 119,789 |
| 法人税等合計 | 500,701 | 496,748 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位： 千円）

| | 前事業年度<br>(自 平成22年４月１日<br>至 平成23年３月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年４月１日<br>至 平成24年３月31日) |
|---|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 当期末残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| 当期末残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 当期末残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 当期末残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 128,584 | 128,584 |
| 当期末残高 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | |
| 当期首残高 | 104,600 | 104,600 |
| 当期末残高 | 104,600 | 104,600 |

| | | |
|---|---|---|
| 退職慰労積立金 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 100,000 |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 当期末残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 5,546,588 | 6,083,517 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △179,903 | △357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 当期変動額合計 | 536,928 | 282,411 |
| 当期末残高 | 6,083,517 | 6,365,928 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 15,679,773 | 16,216,701 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △179,903 | △357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 当期変動額合計 | 536,928 | 282,411 |
| 当期末残高 | 16,216,701 | 16,499,113 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 22,441,848 | 22,978,776 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △179,903 | △357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 当期変動額合計 | 536,928 | 282,411 |
| 当期末残高 | 22,978,776 | 23,261,188 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | △88,695 | △129,413 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △40,717 | △30,466 |
| 当期変動額合計 | △40,717 | △30,466 |
| 当期末残高 | △129,413 | △159,879 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △88,695 | △129,413 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △40,717 | △30,466 |
| 当期変動額合計 | △40,717 | △30,466 |
| 当期末残高 | △129,413 | △159,879 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 22,353,152 | 22,849,363 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | △179,903 | △357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △40,717 | △30,466 |
| 当期変動額合計 | 496,211 | 251,944 |
| 当期末残高 | 22,849,363 | 23,101,308 |

## 重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

（３）ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

（４）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度<br>(平成23年３月31日) | | 当事業年度<br>(平成24年３月31日) | |
|---|---|---|---|
| ※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 | | ※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物 | 125,887千円 | 建物 | 147,526千円 |
| 工具、器具及び備品 | 326,576千円 | 工具、器具及び備品 | 349,763千円 |
| リース資産 | 23,644千円 | リース資産 | 26,240千円 |
| ソフトウェア | 15,999千円 | ソフトウェア | 3,885千円 |
| その他無形固定資産 | 585千円 | その他無形固定資産 | 658千円 |

(損益計算書関係)

※１ 減損損失

（減損損失の金額及び内訳）

| 用途 | 種類 | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 遊休資産 | 建物及び土地 | 11,358 |

（経緯）

遊休資産について、市場価格が下落したため減損損失を認識いたしました。

（資産のグルーピングの方法）

個別物件ごとにグルーピングしております。

（回収可能価額の算定方法）

減損損失を計上した資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、不動産業者の査定価格に基づき評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

２．配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額 179,903,970円

２）１株当たり配当額　171円
３）基準日　平成22年３月31日
４）効力発生日　平成22年６月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　357,703,800円
２）配当の原資　利益剰余金
３）１株当たり配当額　340円
４）基準日　平成23年３月31日
５）効力発生日　平成23年６月15日

当事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。
・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　357,703,800円
２）１株当たり配当額　340円
３）基準日　平成23年３月31日
４）効力発生日　平成23年６月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額　319,829,280円
２）配当の原資　利益剰余金
３）１株当たり配当額　304円
４）基準日　平成24年３月31日
５）効力発生日　平成24年６月13日

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成23年３月31日）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金及び預金 | 17,848,912 | 17,848,912 | - |
| （２）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 3,886,476 | 3,886,476 | - |
| （３）未収委託者報酬 | 1,635,237 | 1,635,237 | - |
| （４）未収運用受託報酬 | 526,034 | 526,034 | - |
| （５）長期差入保証金 | 559,445 | 559,292 | △153 |
| 資産計 | 24,456,107 | 24,455,953 | △153 |
| （１）未払手数料 | 693,495 | 693,495 | - |
| 負債計 | 693,495 | 693,495 | - |
| デリバティブ取引（※１） | | | |
| ①ヘッジ会計が適用されているもの | (5,072) | (5,072) | - |

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年３月31日）　（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金及び預金 | 17,783,929 | 17,783,929 | - |
| （２）有価証券及び投資有価証券 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他有価証券 | 3,788,236 | 3,788,236 | - |
| （３）未収委託者報酬 | 1,597,501 | 1,597,501 | - |
| （４）未収運用受託報酬 | 585,270 | 585,270 | - |
| （５）長期差入保証金 | 519,439 | 518,758 | △680 |
| 資産計 | 24,274,376 | 24,273,695 | △680 |
| （１）未払手数料 | 694,169 | 694,169 | - |
| 負債計 | 694,169 | 694,169 | - |
| デリバティブ取引（※１）<br>①ヘッジ会計が適用されているもの | 6,810 | 6,810 | - |

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

| 区分 | 前事業年度<br>（平成23年３月31日） | 当事業年度<br>（平成24年３月31日） |
|---|---|---|
| 非上場株式 | 303,987 | 249,764 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年３月31日）　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 17,848,733 | - | - | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期のあるもの | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 証券投資信託 | - | 80,252 | - | - | - | 914,689 |
| 未収委託者報酬 | 1,635,237 | - | - | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 526,034 | - | - | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 559,355 | 50 | - | - | - | - |
| 合計 | 20,569,361 | 80,302 | - | - | - | 914,689 |

当事業年度（平成24年３月31日）　（単位:千円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金 | 17,783,234 | - | - | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち<br>満期のあるもの | | | | | | |
| 証券投資信託 | 21,231 | - | - | 1,036 | - | 987,734 |
| 未収委託者報酬 | 1,597,501 | - | - | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 585,270 | - | - | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 176 | 519,223 | - | - | - | - |
| 合計 | 19,987,413 | 519,223 | - | 1,036 | - | 987,734 |

(有価証券関係)

１　その他有価証券

前事業年度(平成23年３月31日)

| 種類 | 貸借対照表計上額<br>（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの | | | |
| ① 株式 | - | - | - |
| ② 債券 | - | - | - |
| ③ 証券投資信託 | 1,594,648 | 1,566,291 | 28,357 |
| 小計 | 1,594,648 | 1,566,291 | 28,357 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | | | |
| ① 株式 | 54,139 | 83,790 | △ 29,651 |
| ② 債券 | - | - | - |
| ③ 証券投資信託 | 2,237,688 | 2,454,593 | △ 216,904 |
| 小計 | 2,291,828 | 2,538,383 | △ 246,555 |
| 合計 | 3,886,476 | 4,104,674 | △ 218,197 |

当事業年度(平成24年３月31日)

| 種類 | 貸借対照表計上額<br>（千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの | | | |
| ① 株式 | 5,948 | 5,774 | 173 |
| ② 債券 | - | - | - |
| ③ 証券投資信託 | 88,001 | 84,017 | 3,983 |
| 小計 | 93,950 | 89,792 | 4,157 |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | | | |
| ① 株式 | 12,953 | 14,345 | △ 1,391 |
| ② 債券 | - | - | - |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ③ 証券投資信託 | 3,681,332 | 3,932,615 | △ 251,282 |
| 小計 | 3,694,286 | 3,946,960 | △ 252,673 |
| 合計 | 3,788,236 | 4,036,753 | △ 248,516 |

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|---|---|---|---|
| ① 株式 | 1,857 | - | △ 382 |
| ② 債券 | - | - | - |
| ③ 証券投資信託 | - | - | - |
| 合計 | 1,857 | - | △ 382 |

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|---|---|---|---|
| ① 株式 | 27,915 | - | △ 35,755 |
| ② 債券 | - | - | - |
| ③ 証券投資信託 | - | - | - |
| 合計 | 27,915 | - | △ 35,755 |

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

| 種類 | 解約・償還額(千円) | 解約・償還益の合計額（千円) | 解約・償還損の合計額（千円) |
|---|---|---|---|
| ① 株式 | - | - | - |
| ② 債券 | 25,000 | - | △ 8 |
| ③ 証券投資信託 | 1,370,297 | 6,769 | △ 5,719 |
| 合計 | 1,395,297 | 6,769 | △ 5,727 |

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

| 種類 | 解約・償還額(千円) | 解約・償還益の合計額（千円) | 解約・償還損の合計額（千円) |
|---|---|---|---|
| ① 株式 | - | - | - |
| ② 債券 | - | - | - |
| ③ 証券投資信託 | 150,608 | 6,133 | △ 15,045 |
| 合計 | 150,608 | 6,133 | △ 15,045 |

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（千円） | 契約額のうち１年超（千円） | 時価（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 投資有価証券 | 74,725 | - | 6,405 |
| | 買建 | 投資有価証券 | 184,817 | - | △11,477 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 合計 | 259,542 | - | △5,072 |

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（千円） | 契約額のうち１年超（千円） | 時価（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 株価指数先物取引<br>売建<br>買建 | <br>投資有価証券<br>投資有価証券 | <br>68,110<br>248,320 | <br>-<br>- | <br>△2,520<br>9,330 |
| 合計 | | | 316,430 | - | 6,810 |

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

１ 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

２ 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度（平成23年３月31日） | 当事業年度（平成24年３月31日） |
|---|---|---|
| （１）退職給付債務（千円） | 634,292 | 721,405 |
| （２）年金資産（千円） | 768,441 | 918,239 |
| （３）退職給付引当金（千円） | ― | ― |
| （４）前払年金費用（千円） | 134,149 | 196,834 |

（注１）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

３ 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日) | 当事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日) |
|---|---|---|
| （１）勤務費用（千円） | 185,741（注１） | 167,804（注２） |
| （２）退職給付費用（千円） | 185,741 | 167,804 |

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。
（注２）確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

(税効果会計関係)

１ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度(平成23年３月31日) | 当事業年度(平成24年３月31日) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 有価証券償却超過額 | 19,964千円 | 29,811千円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 109,432千円 | 79,565千円 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 147,664千円 | 139,876千円 |
| 社会保険料損金不算入額 | 19,416千円 | 18,674千円 |

| | | |
|---|---|---|
| 役員退職慰労引当金 | 50,463千円 | 58,616千円 |
| ゴルフ会員権償却超過額 | 31,121千円 | 27,259千円 |
| 未払事業税 | 39,103千円 | 11,519千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 88,784千円 | 88,636千円 |
| その他 | 81,920千円 | 33,770千円 |
| 繰延税金資産小計 | 587,870千円 | 487,731千円 |
| 評価性引当額 | △62,448千円 | △66,679千円 |
| 繰延税金資産合計 | 525,421千円 | 421,051千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | △54,585千円 | △70,151千円 |
| 繰延税金負債合計 | △54,585千円 | △70,151千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 470,836千円 | 350,899千円 |

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>(平成23年３月31日) | 当事業年度<br>(平成24年３月31日) |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | ― | 40.69% |
| （調整） | | |
| 評価性引当額 | ― | 1.20% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | ― | 0.17% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ― | △0.02% |
| 住民税等均等割 | ― | 0.33% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | ― | 1.30% |
| その他 | ― | 0.02% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | ― | 43.69% |

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

3　法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月２日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年４月１日から平成27年３月31日までのものは38.01%、平成27年４月１日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が27,266千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が14,782千円増加し、その他有価証券評価差額金金額が12,484千円減少しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

［セグメント情報］

前事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)及び当事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)及び当事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）　売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）　有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 700,000百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 3,465,863 | 未払手数料 | 331,918 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288百万円 | 証券業 | 所有直接0.0% | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 966,028 | 未払手数料 | 77,893 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,303百万円 | 信託銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 10,647,281 | 未収委託者報酬 | 1,414,206 |

当事業年度(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 700,000百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 3,827,153 | 未払手数料 | 295,362 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288百万円 | 証券業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 887,547 | 未払手数料 | 76,622 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,369百万円 | 信託銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 10,769,414 | 未収委託者報酬 | 1,363,829 |

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(１株当たり情報)

| 前事業年度<br>(自 平成22年４月１日<br>至 平成23年３月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年４月１日<br>至 平成24年３月31日) |
|---|---|
| １株当たり純資産額 21,718.48円 | １株当たり純資産額 21,957.95円 |
| １株当たり当期純利益金額 681.35円 | １株当たり当期純利益金額 608.43円 |
| なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 |
| （１株当たり当期純利益の算定上の基礎） | （１株当たり当期純利益の算定上の基礎） |
| 損益計算書上の当期純利益 716,832千円 | 損益計算書上の当期純利益 640,114千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 716,832千円 | 普通株式に係る当期純利益 640,114千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。 | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳<br>該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数 1,052,070株 | 普通株式の期中平均株式数 1,052,070株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

### 5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第２ 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

| 名 称 | | 資本金の額（百万円） | 事業の内容 |
|---|---|---|---|
| (1) 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 247,369 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。 |
| (2) 販売会社 | みずほインベスターズ証券株式会社※ | 80,288 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

（注）資本金の額　平成24年３月末日現在

※ みずほインベスターズ証券株式会社は、平成25年1月4日付でみずほ証券株式会社と合併し、みずほ証券株式会社となる予定です。

### 2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

３ 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成24年９月７日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

# 第３ 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成23年12月21日 臨時報告書
平成24年３月９日 有価証券報告書
平成24年３月９日 有価証券届出書
平成24年３月26日 臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド 円コースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド 円コースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**ファンドの監査報告書（当期）へ**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年６月１２日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江見 睦生 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第４９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド 米ドルコースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド 米ドルコースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**ファンドの監査報告書（当期）へ**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド 豪ドルコースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド 豪ドルコースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

---

**(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。**

**ファンドの監査報告書（当期）へ**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド ブラジルレアルコースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド ブラジルレアルコースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

---

**(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。**

**ファンドの監査報告書（当期）へ**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド 中国元コースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド 中国元コースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**ファンドの監査報告書（当期）へ**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド インドネシアルピアコースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド インドネシアルピアコースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

---

**(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。**

**ファンドの監査報告書（当期）へ**

# 独立監査人の監査報告書

平成２４年７月２０日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　市瀬 俊司 印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福村　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング債券ファンド 資源国通貨コースの平成２３年１２月１０日から平成２４年６月１１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング債券ファンド 資源国通貨コースの平成２４年６月１１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

**以　上**

---

**(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**２．　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。**

**委託会社の監査報告書（当期）へ**